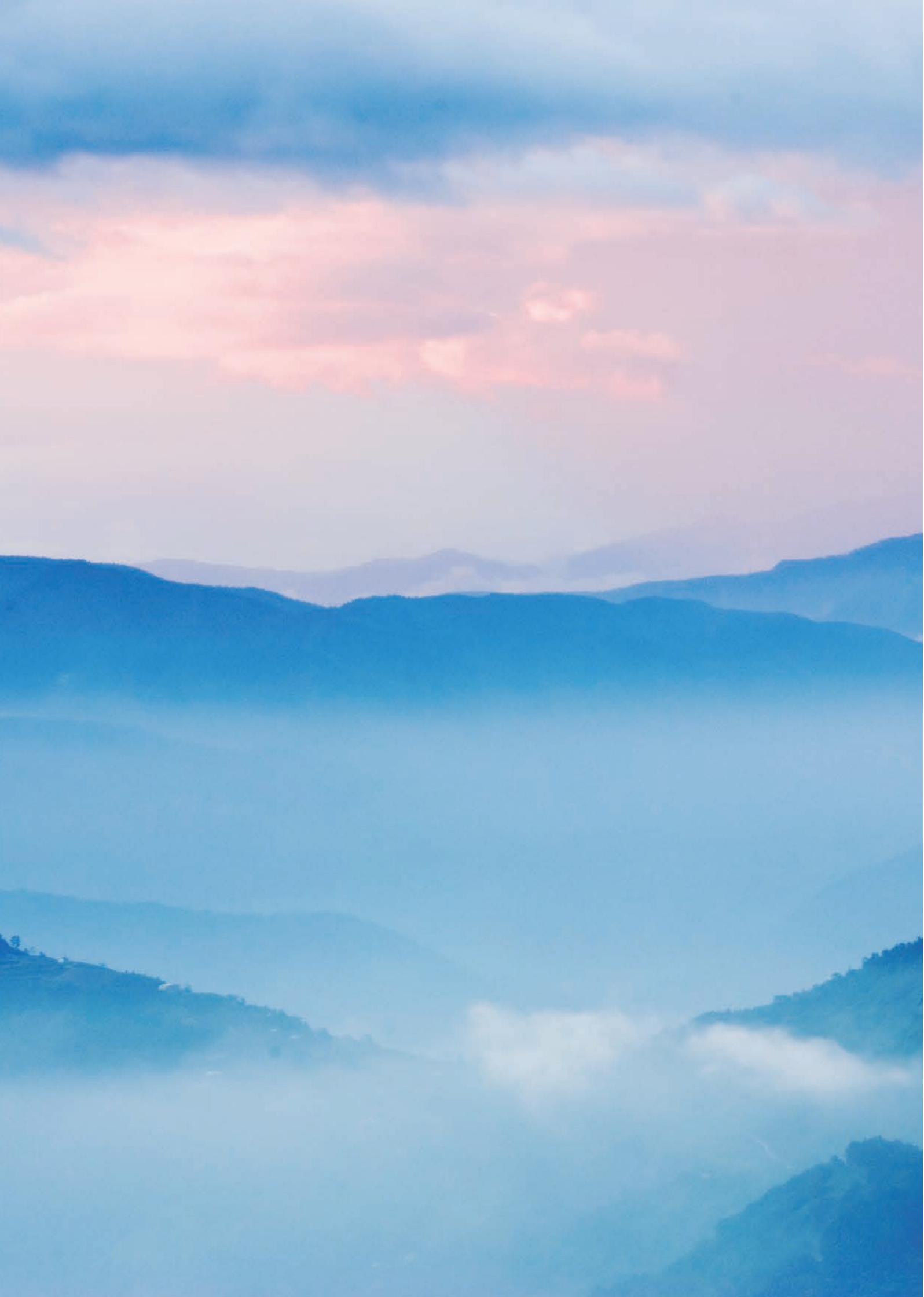




YOUR BEST INVESTMENT CHOICE

— 投資者にとって理想の選択



# 目次 Contents

**ブラボー!台湾** 02

**B** **ポジショニング・台湾の商業環境**  
**Business Climate** 04

台湾を知る アジア・太平洋地域の要衝 04

将来ビジョン 世界を見据えて 07

十大メリット 投資の第一選択肢 10

**R** **脈動・投資発展の先行チャンス**  
**Right Moment** 14

前瞻趨勢 産業高質 14

トレンドを把握 ビジネスチャンスが見えてくる 17

**A** **原動力・優れた競合条件**  
**Advantageous Environment** 26

租税制度 透明性があり友好的 26

優遇措置 有利なインセンティブ 31

投資拠点 無限の潜在能力 38

優れた人材 スペシャリストが結集 42

金融と外貨 安定的な発展 46

**V** **多彩・多様なライフスタイル**  
**vibrant Lifestyle** 48

良質な環境 便利で満ち足りた生活 48

入国(停留・居留)許可 簡素で便利 52

**O** **理想・最高の投資選択**  
**Optimal Choice** 56

**A** **付録**  
**Appendix** 58

付録一 企業設立 58

付録二 投資サービス窓口 62

# ブラボー！ 台湾

アジア太平洋地域の中核に位置する台湾は、東は太平洋を跨ぎアメリカ大陸に面し、北は日本、西は広大な中国大陸に隣接しています。そして南は東南アジア諸国連合（ASEAN）とインドなどの新興市場に隣接し、海運、空運を問わず、台湾はアジア太平洋と世界市場へのアクセスに絶好のロケーションにあります。特に中国と台湾との経済・貿易が開放され正常化するに従い、台湾はさらにグローバル企業の中国大陸市場進出において、世界に対応する重要なゲートウェイと物流ターミナルセンターを十分に演じています。

台湾の製品は世界中で販売され、テクノロジー産業は世界をリードする地位にあります。その上、斬新な研究開発能力、新しさと変化を求める創業精神、フレンドリーで上質な投資環境、成熟した理性ある市民社会などの優位な条件を有します。そして産業面で優れた生産能力と価値があるばかりでなく、さらに投資環境でも国際的に評価されています。その上、台湾は世界で最も産業集積（密集した産業クラスター）がされていて、革新的な研究開発力と豊富な生産経験を備えているので、台湾をアジアの技術革新センターあるいは運営本部として選択すれば、投資家がアジア太平洋地域の新興市場へ迅速に参入するための協力ができます。

台湾人の創意工夫も軽視できない実力があり、多くの国際競争の場で何度も世に誇れる実績を残しています。特にイノベーション、発明、デザイン等において、ここ数年来ドイツのiF（Industrie Forum Design Hannover）、Red Dot、日本グッドデザイン、米国IDEAなど、世界的なデザインコンペで数多くの賞を受賞し、注目を集めています。



また、台湾の医療技術とサービスは完備しており、世界的レベルの水準です。医療リソースと管理は先進国家並み標準であり、更に世界各国が称賛する国民健康保険制度があります。更に、台湾の親しみやすい観光レジャー環境は多くの外国人客からの十分な賞賛を得ています。例えば台湾は世界的に有名な自転車王国ですが、台湾を訪れ、自転車で台湾一周を成し遂げることが多くの外国人の夢となっています。

台湾での投資を選択すれば、投資者は各種の優遇サポートが得られると同時に、多様で多面的な文化及び便利で快適な台湾の居住環境を享受できます。例えば、便利な交通アクセスにより南北への往来が何の障害もなく円滑にでき、年中無休で、どこにでもあるコンビニと量販店・百貨店などにより便利な暮らしが可能です。台湾にビジネス・観光目的で訪れたり、居住している外国人は、おいしい料理や風景、建築物、文化、便利な暮らしを賞賛し、また暖かく気さくな人々に好印象を持っています。これも台湾の魅力あるソフト面での実力です。台湾人の真面目さ、常に革新と変化を求め、気前が良く、互いに助け合う包容力のある民族性、これらが台湾の社会に活力を与え、社会を絶えず進歩させています。

我々は当ガイドが投資者の皆さまにとって、台湾の産業発展の戦略や投資機会、場所、優遇措置などの重要な投資情報となることを望んでいます。また、付録資料でも関連する企業設立プロセス投資サービス機関と連絡先の情報をリストアップし、投資者の皆さまの参考となるように提供しています。



# TAIWAN

ポジショニング  
台湾の商業環境

脈動  
投資発展の先行チャンス

# ポジショニング・ 台湾の商業環境 局

台湾は東北アジアの最南端、太平洋の西岸に位置しています。北は日本、琉球諸島に面し、南はフィリピン諸島に隣接、東アジアの中央に位置し、アジア太平洋地域の経済と貿易運輸の重要な要衝及び戦略要地となっています。台湾の面積はおよそ36,000平方キロメートルで、豊富で多彩な自然と文化の佇まいを擁しています。



## 台湾を知る アジア・太平洋地域の要衝

### 多様な自然環境

台湾は四方を海に囲まれ、約三分の二の土地は山地と丘陵で、その他は台地、平野と盆地から構成されています。山の多い台湾は3,000メートルを超える高い山が二百余りもあり、主要な山脈はほぼ南北に縦走し、中でも中央山脈は全島を縦走し、台湾の東部、西部の河川の分水山脈となっています。

北回帰線と高山地形の影響により、台湾は熱帯、亜熱帯、高山温帯などの多様な自然生態を同時に持ち、その中で原生固有種の野生動物が4,000種類近く生息しています。例えば、サラマオ鱒、台湾アカゲザル、台湾ツキノワグマ、ミカドキジなどがあります。現在台湾は9箇所の国立公園と13箇所の国立景勝地があり、世界的な自然保護育成要地の一つです。

高山景観の他、台湾は岬、岩石海岸、砂浜、ラグーン（潟）などの異なる海岸地形を有します。豊富で自然な地形の下多角的なすばらしいレジャー産業が日に日に形成され、登



山、ウォーキング、沢登り、ラフティングなどの山地アウトドア・レジャーだけでなく、海辺でのダイビング、サーフィン、シュノーケリング、ホエールウォッチングなどのレジャーも非常に人気があります。

## 快適な気候条件

台湾の四季は、春と冬の変化が比較的大きく、夏と秋の変化はあまりありません。年平均気温はおよそ22度で、平均最低気温はおよそ12～17度。南部は北部より暖かく、1月の平均気温を例にすると台北は摂氏16度前後、高雄はおよそ20度あります。

毎年3～5月の春から夏に変わる時期は、前線停滞の影響を受けて、東部と北部ではよく雨が降ります。6～8月の夏季は、全台湾で猛暑となり時々台風が通過します。9～11月の秋季はよく晴れ渡り、さわやかな気候です。毎年12月から翌年の2月頃は冬季となり、たまに寒波に襲われますが、温泉に入るのにふさわしい季節となります。全体的に台湾の気候は居住、観光に適するだけでなく、穏やかな気候のため、一年中数多くの野菜、果物、草花を食用したり、観賞することができます。

## 多元的な歴史と人文

台湾は多様な民族により構成された社会で、原住民族（先住民）や漢族及び最近では主に東南アジア諸国からの新しい移住者等もいます。その歴史、言語、文化と宗教は日常の食文化や建築物、生活習慣の中で融合し、台湾の歴史と文化に、より多くのすばらしい要素を加えています。多元的な歴史文化はお互いに刺激、影響し合うことにより、台湾社会において尽きることのない生命力と創造力のみならず、音楽や芸術、工芸技術、建築分野と各種の暮らしの中の美学、感性においても影響し、共に台湾の貴重な文化資産となっています。

華語（マンダリン/共通中国語）は台湾社会の共通の言語で、閩南語や客家語、16部族の原住民諸語などは、それぞれの民族が日常生活上使い慣れている言語です。一世代上の台湾住民は日本教育を受けたため、日本語も話せます。宗教信仰においては伝統的な仏教や道教、民間信仰、キリスト教のカトリックとプロテスタント、イスラム教やその他の宗教などを含む各種の宗教を受け入れています。これらはすべて異なる時期に台湾へ伝わり、それぞれ発展し、お互いに尊重し合っています。

## 安定した政治経済体制

台湾は自由で民主的な法治国家であり、政治的に自由で、安定しています。4年ごとに国民は民主的な選挙手続きを通して、直接投票により総統（大統領）、立法委員（国会議員）、地方首長、地方議員などを選びます。民意を基礎として選ばれた執政官と代議士は、民意による監督を受け入れ、住民に対して責任を負わなければなりません。

経済面では、台湾は現在、世界貿易機関（World Trade Organization, WTO）、アジア太平洋経済協力会議（Asia-Pacific Economic Cooperation, APEC）、アジア開発銀行（Asian Development Bank, ADB）などの国際組織の会員であり、世界140ヶ国以上の国家と頻りに密接な経済と貿易の文化交流があります。世界経済の自由化が急速に発展することに対応して、台湾は絶えず産業の戦略、法規制の緩和を調整し、投資制限の開放を行い、知的財産所有権の保護制度を強化して、徐々に国際潮流の軌道に乗っています。



台湾貿易は安定しています。ヘリテージ財団（The Heritage Foundation）が発表した2016年経済自由度指数（2016 Index of Economic Freedom）によると、台湾は186個の経済体の中で、14位にランクインし、更にアジア太平洋地区で5位と、香港やシンガポール、オーストラリア及びニュージーランドに次いで、行商の自由又は貿易の自由などの項目で、全て良い成績を収めています。

## 2015年台湾主要経済指標

国内総生産 (GDP)	5,236億ドル
平均（一人当たり）GDP	22,317ドル
経済成長率	0.75%
輸出額	2,804.8億ドル
輸入額	2,289.2億ドル
外貨準備高	4,260億ドル（2015年末）
労働率	58.65%

出所：1.投資台湾入口網<http://investtaiwan.nat.gov.tw/>

2.中華民国統計資訊<http://www.stat.gov.tw/>。

## 華僑と外資企業の投資概況

台湾は1952年から華僑と外資企業の直接投資を受け入れており、2015年末現在、華僑と外資企業に投資を許可した件数は累計43,501件、合計投資金額は1,369.45億ドルです。台湾に投資する華僑と外資企業のうち、投資金額の多い5つの地域は、カリブ海イギリス属領地、アメリカ、オランダ、日本及びシンガポールです。また、業種別では、金融と保険業、電子部品製造業、卸売と小売業、パソコン電子機器製品と光学製品業、情報通信業における投資金額が最も多くなっています。

2015年度、台湾は華僑と外資企業に投資を許可した件数は3,789件で、合計投資金額は47.97億ドルです。華僑と外資企業が台湾に投資する地域は、金額の多い順にカリブ海イギリス属領地、日本、イギリス、サモアと香港で、当年度の華僑と外資企業投資総額の65.37%を占めています。また、業種別では卸売と小売業、金融と保険業、不動産業、派遣サービス業、電子部品製造業における投資が最も多く、華僑と外資企業の投資総額の69.77%を占めています。

## 台湾について

首都： 台北市

面積： 36,000平方キロメートル

人口： 約2,350万人

民族： 漢族、原住民族（先住民）、新移民（近年の海外、中国大陸からの移民）

言語： 華語、閩南語、客家語、原住民族諸語等

宗教： 仏教、道教、キリスト教（カトリック、プロテスタント）イスラム教等



## 将来ビジョン 世界を見据えて

台湾は製造業、ハイテク産業によって経済発展を導き、多くの製品生産額で世界一の記録を作りました。例えば、マザーボード、ウェハー代理製造（ファウンドリサービス）、光学ディスク（CD-R、DVDなどの記録メディア）、自転車等があります。グローバル化競争のプレッシャーと産業形態転換への挑戦に直面している中、政府と民間も積極的に産業構造を調整して、既存産業発展のボトルネックを打破し、更なる経済成長へとリードしていきます。

### 経済構造改革 積極的な開放と革新

台湾には他の国より優れた点がいくつもあります。海洋経済の力強さと活力だけでなく、質の高い人力資源に基づく生産産業チェーン、スピードと柔軟性の高い中小企業、何処にも負けないチャレンジ精神です。将来台湾では、核心価値であるイノベーション、労働、分配を構造し、持続可能な発展の新経済モードを追求していきます。



## 四大主軸 ビジネスチャンスを導く

### ■産業イノベーションを促進

産業構造改革では製造業とサービス業の向上が欠かせません。台湾ではグリーンエネルギー・イノベーション産業、軍需産業、アジアシリコンバレー計画、アジア太平洋地域のバイオ製薬R&D、スマート機械革新産業、石油化学工業の構造転換、循環型経済と新農業などのイノベーション研究開発計画の事業革新が進んでいます。この内五つのイノベーション拠点は単なる製造業の流通だけでなく、資金、技術、土地を結びつけ、製造業とサービス業が挑戦する場所として、川下企業の発展と生産産業全体を押し上げています。将来、外資と技術の導入に合わせ、マーケットと需要を拡大させていきます。

台湾は貯蓄超過の企業が多く、資金と技術と産業を結びつけるために、Discovery Projectを奨励しています。連携とマッチングを強調し、起業家の外部資源探しをサポートし、共に協力しあえる起業の資本市場となるアジア青年創業IPOセンターを作っています。

同時に、中小企業のイノベーション、国際マーケティング、資金調達をサポートします。産学連携を強化し、大学と企業



におけるR&Dが中小企業、地方産業研究開発及び人材技術をサポートします。

### ■持続可能なエネルギーと資源管理

台湾は新グリーンエネルギーの開発に注力しています。2025年に再生エネルギーの発電量は全体の20%に達成します。火力発電の汚染を抑えるために第三天然ガススタンドの建設を進め、再生エネルギーを電力供給システムに転換していきます。同時に電気事業法を改正し、エネルギー転換に必要なマーケット構造と法整備を進めていきます。





治水、防災、災害対応の連携体制の強化に取り組み、常に迅速かつ的確に対応できるよう努めています。一方、海水淡水化、再生水などを利用するための多様な給水システムを建設しています。また、節水、水資源の調達率の向上、ダムにたまった泥の掃除等の効率的な管理及び柔軟なスケジュールリングに取り組んでいます。

## ■ 経済・貿易発展の戦略

台湾の製品は国際マーケットに流通するだけでなく、技術の交流、資金と物の流動を促し、発展途上国と先進国の経済発展にも貢献しています。対外貿易と経済政策の多元化を向上させるための具体的な方法として：オールラウンドな経済貿易関係の枠組の構築、新興成長市場の拡販強化、単一市場依存からの脱却；多国間及び二国間の経済及び自由貿易交渉への積極的な取り組み、TPPとRECP等の地域協定の加入を促進していきます。特に新南向政策（東南アジアやインドとの関係を深める政策）を推進し、先進国との産業技術の連携を強化していきます。

## ■ 優良な経営環境の構築

行政改革を推進し、投資と経営の障害を無くし、健康で健全な政商関係、公平な産業発展環境を作り上げていきます。重大政策改革あるいは複雑な議題に関しては、各界と交流討論を強化した上、水、電気、土地と人材等の資源を調整し、健全な投資のための枠組を作り、国際的ルールに従い、投資手続きの簡素化及び投資者からの信頼確保に努めていきます。

不適切な規制を見直し、技術改革や研究開発、サービス、知的財産に関する法規を整備し、産業投資、研究開発と人材育成を促進していきます。会社法改正を推進させ、産官学研究をカバーする改正法委員会を立ち上げます。また、インターネットを通して、多元的で柔軟な、分かりやすい会社管理システムを作り上げていきます。



🚢 アジア太平洋地域六大港平均航海時間  
✈️ アジア太平洋地域八大都市平均飛行時間

## 十大メリット 投資の第一選択肢

数十年来、台湾は中小企業の形態を主としたテクノロジー製造業で経済発展を導いてきました。台湾製品は国際的に評価され全世界に行き渡っています。台湾の優位なロケーションや整ったインフラ、完備された産業サプライチェーン、豊富な研究開発人材、安全な法治環境等、これらすべてがグローバル企業にとって台湾での投資、エリア本部や研究開発、ロジスティクスセンターの設立にあたってのメリットとなっています。

### アジア太平洋地域の戦略的ハブ

台湾はアジア太平洋地域、東北アジアと東南アジアの交通の要に位置し、優秀な設備の国際空港と海港を有し、交通運輸も便利で、輸出入や中継輸送がとて発達しています。台北から東京、ソウル、北京、上海、香港、シンガポール、等の西太平洋の主要都市への平均飛行時間はわずか2時間55分で、高雄港からマニラ、シンガポール、香港、上海、東京などの五大主要港への平均航行時間はおよそ56時間です。欧米、日本及びアジア太平洋の新興市場を繋ぐ重要なハブとなっており、グローバル企業がアジア太平洋地域で運営本部を設立する際の第一選択肢であると言えます。

### 世界に繋がるプラットフォーム

台湾は西隣に世界経済成長の中心で世界第二位の経済大国である中国大陸が存在します。そして北には世界第三位の経済大国である日本、東には世界最大の経済大国であるアメリカ、南は東南アジア諸国連合に隣接しており、アジア地域の中でも経済戦略上極めて良いロケーションにあります。

世界経済の中心は欧米からアジアへと移行するに伴い、市場の中心も成熟市場から新興市場へと移行し始めています。台湾は言語のみならず、地理及び文化的にも、中国市場と非常に近く、他者が取って代わることのできない優位性を備えています。その上、台湾のイノベーション能力、製造方面での実力及びアジア各地の産業に台湾企業・商人が存在するなどの優位性はグローバル企業を魅了しており、台湾を拠点に中国やアジア新興市場へ進出し、世界に繋がるプラットフォームとなっています。

## 際立つ国際評価

台湾の投資環境は多くの国際評価において高く評価されています。世界経済フォーラム (The World Economic Forum、WEF) 2015年の国際競争力レポート (The Global Competitiveness Report、2015-2016) によると、台湾は140ヶ国中15位にランクイン、アジア・太平洋地域で4位にランクインしました。また、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit) が発表した2014~2018年の世界ビジネス環境ランキングでは、台湾は世界14位となりました。

そして、米ビジネス環境リスク評価会社 (Business Environment Risk Intelligence、BERI) が発表する2016年第1回の全世界投資環境リスク評価の報告で台湾はシンガポールとスイスに次ぎ、世界3位にランクインしました。また、世界銀行 (the World Bank) が発表する報告書「2016年ビジネス環境の現状」(Doing Business 2016) では、189ヶ国中、台湾におけるビジネスの利便性は11位となっています。

## 堅実な産業クラスター

台湾の産業クラスターの分布は、北部地区は電子テクノロジー産業が主であり、中部地区は精密機械産業で、南部地区は主に石油化学と重工業 (重要産業の分布は巻末の添付図を参照) です。世界経済フォーラムの2016年度の国際競争力レポートでは、台湾の産業クラスター発展指数は世界第5位にランキングされました。非常に整った川上、川中、川下のサプライチェーンは、取引先の各種ニーズに迅速に対応し、ジャストインタイム (just in time) にカスタマイズなモジュールを提供します。台湾製品の質と量、共に競争力を備えており、正に外資企業にとって台湾に投資するメリットとなっています。

産業クラスターの高度な発展によって、台湾は世界2位の情報ハードウェア生産国となり、ウェハーフアウンドリーとICパッケージング・テスト産業の生産額でも世界1位にランクインしています。また、IC設計業は世界2位に、PC製品は世界3位にランクインしています。そして自転車産業は成功例の一つとしてあげられます。2003年、台湾の自転車産業の二大企業であるジャイアントとメリダは、台湾18社の部品メーカーを結集してA-Teamチームを結成しました。チーム間の密接な協力と分業を通して、レジャー用またはプロ仕様など、消費者それぞれのニーズに合う商品を研究開発し、国際的に高品質で高単価、そして高利益の自転車市場を作り出しています。



## 優秀な人材

教育の普及に伴い、台湾は優秀な労働力を有しており、毎年およそ30万人の最終学歴が大学・専門学校以上です。統計では、2015年大学・専門学校以上の学歴を持っている労働人口は545万人に達し、就職人口の48.63%占めています。

2015-2016年の世界経済フォーラムの国際競争力レポートでは、台湾の労働市場生産効率は140カ国中、10位アップして22位にランクインしました。これは、税制の優遇措置による女性労働力の増加によるものです。また政府も、世界トップレベルの大学と最先端の研究センターの設立に力を入れ、グローバル企業がアジア太平洋市場に進出する際に必要な人材充分確保できるよう、台湾を東アジアの高等教育の要衝及び華語教育産業の輸出大国となるよう力をいれています。

## 完備されたインフラ施設

台湾の交通ネットワークは整備されており、海運と空運は非常に発達しています。現在7ヶ所の国際商港、17ヶ所の空港があります。鉄道、道路の施設も整っていて、台湾島内を一周する鉄道と道路、西部の高速鉄道、高速道路、それらと連結する10数本の東西に走る快速道路があります。また台北、高雄のMRT (Mass Rapid Transit/地下鉄を含む大量高速輸送軌道システム) も加わり、綿密で便利な交通ネットワーク、日常生活圏を支える交通インフラとなっています。そしてビジネス、流通運輸などのコスト面でもスピーディーで効率的なインフラとなっています。

その他、台湾の水、電力、通信などの使用料は安く、供給率と普及率はほぼ100%です。世界経済フォーラムが発表した2015年ネットワーク整備指数 (Network Readiness Index、NRI) では、台湾は世界18位にランクインされました。インターネットの応用も非常に普及していて、特に政府サービスの電子化は世界トップレベルであり、進んだデジタル技術も外資企業の投資を誘い込む理由の一つとなっています。

## 健全な法治環境

中華民国の「憲法」には、「人民の権利と義務に関わる事項は法律で明確に定める」と明記されています。整った法治体系のもとで、友好的で、良好な民主主義と法治観念を備えているため、企業の運営環境においても高い予測性と安定性が期待できます。同時に商業法規も常に迅速に国際法規に同調するよう調整されており、投資者の権益の保障は確保されています。特に外国人が台湾で投資を行う場合は、更に「外国人投資条例」によって、保障を受けることができます。

## パーフェクトな知的財産権の保護

台湾の知的財産権法は国際公約と規範に見合うよう整備されています。専門的知的財産法務局と偽造著作権侵害特別捜査の知的財産警察も設置され、友好的な知的財産の保護環境を整備することにより、グローバル企業や人権団体にも認められています。



2010年に台湾と中国は「兩岸知的財産権保護協力協議」を締結し、二か国による特許および商標申請及び植物品種の優先権を認めています。作業チームと公式プラットフォームを設置し、オペレーションシステム運用の確保と、中国で活躍する台湾系企業・経営者の知的財産権を効率的に保護しています。

我が国は企業経営に関する機密を積極的に保護し、公平な競争環境を作るため、2013年には営業秘密法を改正し、刑事責任の導入、関連法の改正と法執行人員の専門訓練により、営業秘密法の保護を強化しています。

台湾の知的財産政策と法制は透明性を確保しており、知的財産当局と各国の台湾現地機構、台湾ビジネス協議会と人権団体は友好で密接な関係を維持し、各協会の進捗と建設的な意見を前向きに受け入れ、友好的な環境を構築しています。企業の研究開発イノベーションを全力でサポートし、ビジネスチャンスと経済発展を推進しています。

## 友好的な資金調達と融資環境

台湾の資金は潤沢で、為替相場が安定しており、金利水準と資本コストが低く、良好な資金調達、融資環境です。海外からの投資を誘致するために、台湾では関連措置を推進し、海外企業の資金調達条件を緩和し、行政プロセスを簡素化しています。

直接金融では、台湾における株式上場コストは香港、中国より低く、株純資産倍率と株価収益率は比較的合理的です。流通性も良好で、現在上場一部の海外企業は47社、上場二部の海外企業は26社です。ベンチャー企業向けの新市場「創櫃板」や株式投資開放を推進しており、さまざまな資金調達のチャンネルを構築しています。

間接金融では、歴年の高貯蓄率により潤沢な資金を蓄積しており、低金利の優良な融資環境も構築しています。中小企業とイノベーション産業に融資サービスを提供する銀行を表彰し、各規模の企業に融資サービスが行き渡るようにしています。



## 多角的なイノベーション文化

台湾は旺盛なイノベーション能力、研究開発能力を有しています。ハイテクにおいても家電製品においても、古き良きものを残しながら新しさを求めて発展させ、フランチャイズチェーン店の革新的なサービス、自転車、タピオカミルクティー、華語ポップミュージックなども、すべて革新的な要素を通じて、世界で受け入れられている台湾の特色ある商品と文化です。

台湾のイノベーション研究開発能力は国際的に高い評価を得ていて、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) が発表した「2009～2013年の世界イノベーション指標」で台湾は日本、スイス、フィンランド、ドイツとアメリカに次いで世界6位にランクされています。世界経済フォーラムでも台湾をイノベーション駆動型で発展した経済体として認識しており、起業に対する期待指数は世界1位です。新製品の開発は世界1位で、高度成長企業及び新技術開発の2つの項目もそれぞれ2位と3位という好評価を得ていることから、イノベーション研究開発面における台湾の強みが伺えます。その他に台湾も工業技術研究院、情報工業策進会など10余りの産業研究開発機関を持ち、台湾の科学技術産業の発展をリードするだけでなく、更に多くの科学技術のイノベーション研究開発人材を育成しています。これらはすべて外資企業がアジア太平洋市場、世界へ進出する際の最も優秀なパートナーであると言えます。



TAIWAN



tittot

ポジショニング  
台湾の商業環境

脈動  
投資発展の先行チャンス

# 脈動 脈動・投資発展の 先行チャンス

卓越した研究開発技術と製造能力により、台湾は製品研究開発、製造、サプライからサービスに至るまで、綿密で迅速です。また生産と運営面で成功経験によって、テスト期間を短縮できるだけでなく、コストダウンも可能です。台湾における研究開発センターあるいはエリア本部の設立についても、海外からの投資者のアジア太平洋市場への布石にあたり、理想の投資チャンスと環境を提供します。

## 未来を先取りした改革と 産業の高品質化

安定した工業の発展こそが経済成長の最大の原因であることから、政府は引き続き多くのイノベーションを創作するために、租税、資金、科学技術、人材、土地、環境などの政策を整えることで、新しいイノベーションの発展の障害となるものを排除し、また既存する産業が「スマート化、グリーン化、カルチャー・クリエイティブ化」を図ることで、さらなるレベルアップ、転換などを容易にするための政策をとっています。そうすることで、台湾における産業は対外的競争力を高め、また「高品質化」を図ることが出来るのです。

## 産業のレベルアップ、転換に関する 方案

産業のレベルアップ、転換をバックアップするため、政府行政院は2014年10月13日付で「産業升級轉型行動方案」を制定しました。この方案では、産業がレベルアップ、転換を行うことについて、「伝統的な産業を維持し、主力産業を守りつつ、新しい産業の育成を行う」ことを軸に、「高価値、高品質=産業品質と価値の工場・補強=産業の完全性を補強す



るサプライチェーン・システム=システムの構築に拠る能力の強化・新興=新興産業の促進」を四大策略として、企業の「スマート化、グリーン化、カルチャー・クリエイティブ化」を図ることで、さらなるレベルアップを図ること、および、関連政策を施工することで、企業が更に上を目指して業務を展開していけるようバックアップすることとなりました。

この方案を促進するために、経済部では2014年10月15日に「産業升級転型服務団」を設立し、工業総会、商業総会、工商協進会、電電公会、工業協進会、中小企業総会、工業区工場商聯合総会などの七大工業協会、および工研院、資策会、中衛中心、紡織所、金屬中心、石資中心など22の財団法人、及び国内の大学・専門学校を整合しています。全国を北、中、南、東および離島区域に基づき、伝統産業分団、主力産業分団、新興産業分団、サービス産業分団に区分しています。更に前述の七大協会を分団とし、全国に15分団を設立、異なる領域と地域で企業に対するバックアップを行い、企業の国際競争力向上をサポートしています。

## 中堅企業の躍進

台湾の中小企業は企業全体の95%以上を占め、会社の従業員人数は大部分が200人以下です。現在の中小企業の就業人口は総就業人口のおよそ8割を占め、台湾の経済の動脈となっています。台湾はドイツの「隠れたチャンピオン（無名の中小企業）」を参考にして、市場ニッチ、コア技術と国際化等の三項目の観点から、二年おきに50社の高い潜在力を持つ中小企業を選抜しています。そして技術力のある国際市場で活躍できる「人材」、「技術」、「知的財産権」と「ブランドマーケティング」等をテーマに、指導リソースを投入し、人材を育成しています。また、企業の獨特性とクリティカルな技術の発掘をサポートし、専門領域において他には取って代わる事のできない地位に引き上げ、企業の国際競争力を向上させています。

## イノベーションと創業の促進

IT技術の発展に伴い、ソフトパワーが市場の鍵を握るようになりました。過去のものとは全く異なる産業の発展方式は、市場をグローバル規模にしたばかりでなく、成長の鍵を「技術の集約」から「創意の密集」へと進化させました。また成長の評価も「セールス」から「付加価値」へと変化しました。

こうした趨勢の中、世界各国でイノベーションベンチャーの重要性が認識されており、相次いで関連政策が提出されています。我が国のイノベーションベンチャーには、素晴らしい高技術と製造業の基盤、完備された産業サプライチェーンとクラスター、高品質かつ少量生産に対応可能な各種生産技術、整備されたインターネットインフラ、優位性ある地理的ポジションと快適な生活環境等、他国より優れた点が多くあります。更に、活発な起業精神により、2014年及び2015年2年連続で「グローバル起業家精神・開発研究所、GEDI(Global Entrepreneurship and Development Institute)」からグローバル起業家精神指数アジアトップの評価を受けました。

新しいベンチャー事業の発展を奨励するため、政府は規制緩和を実施し、国際資金と専門知識を導入、国際イノベーションベンチャー地区の設立（台湾新創競技場 Taiwan Startup Stadium）などの政策を作り上げ、フレンドリーなイノベーションのベンチャー生態系を立ち上げました。更にイノベーションチームと国際的資源を連携させ、台湾イノベーション創業のグローバル経営の可視化を実現していきます。国際的な事業を台湾に呼びこむことで、台湾におけるベンチャー事業のさらなる発展を促進しようとしています。



## トレンドを把握 ビジネスチャンスが見えてくる

台湾は既存産業を基盤として、積極的に桃園国際エアロポリス（航空城）とイノベーション産業等の計画の推進により、台湾に投資する外資企業を魅了しています。同時に、これらの産業は世界の産業発展のトレンドでもあり、ビジネスチャンスに繋がっています。

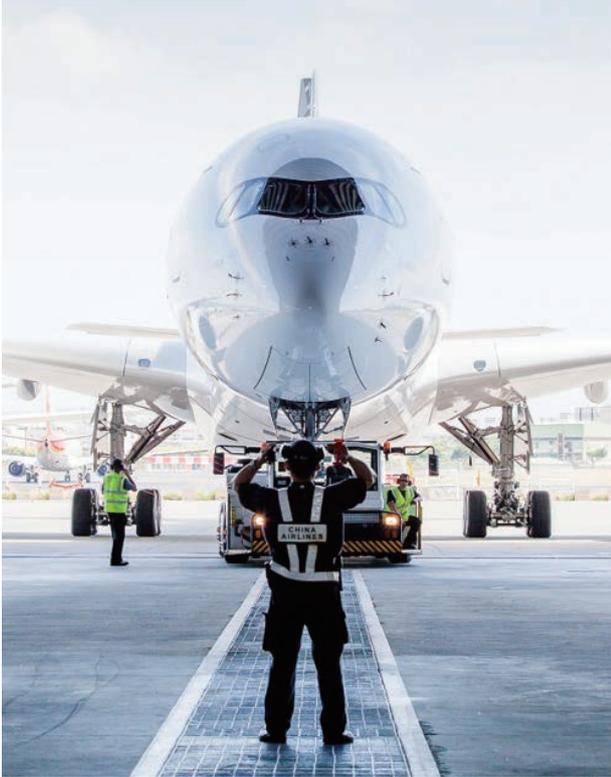
### 桃園国際エアロポリス（航空城）

目まぐるしいスピードで変化する世界のビジネスチャンスと市場競争に直面し、台湾は2014年に「桃園エアロポリス（航空城）計画」桃園国際空港園區及附近地区特定区計画案」が承認されました。そしてアジア太平洋経済圏という絶好のロケーションにある桃園国際空港、周囲の完備された交通ネットワーク及び台湾北部の産業発展エリア、アジア太平洋エアロポリスを作り出していきます。これにより30万人の就業チャンスと7兆元のビジネス効果と利益が創造されると予想されています。航空と非航空産業の全体の効果と利益を高め、下記の五大発展目標を達成させ、機能完備のエアロポリス（国際航空城）生活圏を発展させます。

#### ■東アジアのハブ空港

第一ターミナルのリニューアル、エアロポリス・アクセス交通網の整備をし、2020年には第三ターミナルの建設を完成させる予定です。そして引き続き第三滑走路等を建設し、「自由貿易港区（フリー・トレード・ゾーン）」を拡大させ、人、物、資金、情報の流れを集め、桃園エアロポリス（航空城）を造りあげ、東アジアにおいて要衝となる空港にします。





## ■ MRT（大量高速輸送軌道システム） 建設で TOD 型都市へ発展

桃園エアロトロポリス（航空城）内の二つのMRT（大量高速輸送軌道システム）路線の一つは空港線で、2016年の開通予定です。もう一つはエアロトロポリス（航空城）線で2024年に開通予定となっています。これはMRT各駅の地域発展を推進して、MRT駅を中心としたTOD（公共交通指向型都市沿線開発／Transit Oriented Development）型開発になります。加えてエアロトロポリス（航空城）も交通ネットワークが完備され、エリア内道路と外部への連絡道路は3本の国道、2本の快速道路（国道1号、2号、3号、西浜快速道路、台66番快速道路）があります。また高速鉄道（高鉄）や台湾鉄道と開通間近いMRTシステムの三大鉄道システムがあり、人流、物流の快速便利運輸サービスを提供します。



## ■産業クラスターの発展

空港の周辺に産業専門エリアを設け、三低一高（低汚染、省エネ、節水、高付加価値）の産業クラスターを導入しています。例えば、国際物流・流通・販売、地域技術サービスセンター、文化イノベーション、航空援助、バイオテクノロジー、ハイエンド農業の高付加価値化、クラウドコンピューティング、スマート車輛、グリーンエネルギー、エグジビション及び複合レジャー産業など。台湾北部地域の優位的な産業と桃園の工業製造の実力を結びつけ、「前店後廠」（マーケットと生産拠点の機能を兼ね備える）の効果を発揮させます。また、関連産業の集積を促進し、国家レベルの産業エリアへと発展していきます。

## ■永続的なスマートエアロトロポリス（航空城）

先進的な企画概念と開発技術により、近隣の新竹サイエンスパークの科学技術の主軸、宜蘭サイエンスパークのハイエンド農業及び北台湾都市部のライフスタイルを活用します。そしてグリーンエネルギー（地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギー）、グリーン建築、グリーン運輸、ブルー・グリーン環境統合（海洋利用のエネルギーと自然利用のエネルギーの統合）等の永続的な観念を進展させ、低炭素、グリーン、スマートなエアロトロポリス（航空城）を作り出します。

## ■両港の統合発展

桃園国際空港と台北港、つまり空港と海港の統合を促進し、アジア太平洋の運輸の要として発展させます。桃園国際エアロトロポリス（航空城）は東北アジア、東南アジアでの極めて重要な二つの航空エリアの中心に位置し、アジア太平洋の各主要都市への平均飛行時間は最短で、わずか2.55時間です。さらに台北港と統合発展させて、海と空、両港の「自由貿易港区（フリー・トレード・ゾーン）」などの優位的な条件により、両港物流の経済回廊（大経済ルート／Corridor）を通して、全体の開発を加速推進することができます。



## 風力発電産業

台湾の天然資源は非常に豊富で、特に台湾海峡から桃園までの雲林一帯は、強力な夏の西南気流と冬の東北季風があり、台湾西海岸における風況の良好な場所です。4C Offshoreによる「23年平均風速観測」によると、グローバル風況観測地ベスト20ヶ所に、台湾海峡が16ヶ所を占めています。工研院2013年の研究によれば、台湾のオフショア風力発電の設置面積は5,640平方キロメートルに達し、総装置容量290億ワット、約2千万世帯の年間電力消費量に相当します。

2012年には「千台海陸風力発電機」計画を発表し、さらに「千台海陸風力機計画推進オフィス」を設置しています。設定目標はそれぞれ、2016年に4台の離岸風力発電機の設置、2020年に離岸風力による520ワット、陸上と合計で1,720MWの発電です。長期的な目標としては2025年までに3,000MWの達成、2030年までに離岸4,000MW、陸上と合計で5,200MWの発電です。

台湾のグリーンエネルギー開発の更なる加速に向け、グリーンエネルギー経済を整備しています。経済部は各離岸発電所における奨励モデルをサポートしており、各エリアの開発モデルをプランしています。毎年300MW増加を目指し、大規模な海上風力発電を開発しており、徐々に発電力を高め、2030年までに4,000MWの発電を推進目標としています。2016年離岸風力発電の投資促進金額は25億元であり、2015年から2030年まで投資促進金額は6,700億元に達します。

## イノベーション産業の推進

新たな経済成長に向けて、政府は国内需要を備え且つローカルな特色のあるIOTアジアのシリコンバレー、スマート機械、製薬バイオテクノロジー、グリーンエネルギー科学技術、防衛産業などを基幹産業に選定しています。国内市場の需要からスタートし、投資の促進、技術と人材を緊密に結びつけ、イノベーション産業クラスターの発展、さらにグローバルと連携し、国際企業を育成します。同時に技術レベルアップ、地域発展のバランスと就職チャンスを広げていきます。





## ■ アジアシリコンバレー計画

「アジアシリコンバレー計画」政策の重点は、将来性ある「未来産業」（例えばIoTモノのインターネット産業、ビッグデータと工業4.0スマート化生産等）です。「国内から世界」に向けて、台湾メーカーの豊富な製造力を活かし、エネルギーR&D拠点、世界先進国の研究開発資源を結びつけます。高度なイノベーション力のある世界レベルのサプライチェーンをつくりあげていきます。

今後は、世界的なハイエンド技術、人材とベンチャー・キャピタル・ファンドを集約させ、革新スマート応用産業の継続的な研究開発環境を作り上げていきます。イノベーション、就職、分配の経済政策とリンクさせ、世代や環境、分野、リアル・バーチャル等を問うことなく、発展トレンドに見合った次世代産業の成長を促進するための主な力になるよう、ス

マート台湾、サービス業の付加価値化、非核  
化、パリサミットの脱炭素目標を  
実現していきます。

## ■ グリーンエネルギー技術革新産業

台南は直轄市として昇格した後、低炭素、持続可能な科学技術を発展目標としています。さらにグリーンエネルギー産業が六大新興産業の一つとなっています。そして太陽光発電（ソーラー発電）シティ計画、スマート低炭素シティ、グリーンバイオテクノロジー博覧会、電動車示範運航計画などを推進しています。台南市は良好なグリーンエネルギー産業の発展条件と基盤があり、グリーンエネルギー産業には太陽光発電、LEDをベースに、電動車両、風力発電、水素と燃料電池、エネルギー情報とコミュニケーション等の産業も含まれます。関連企業は台南サイエンスパーク、台南テクノロジーインダストリアルパーク、ツリーバレーパーク、永康工業区、レンデ工業地帯等に集結しています。中央政府が提出した五大革新研究発展産業の中で、台南沙崙は「グリーンバイオテクノロジー革新産業生態系」を作り上げ、学術機関の基礎研究をまとめ、研究部署の応用研究を結集させ、製品と技術開発の推進に協力しています。積極的に国際投資、人材と技術を導入しており、南台湾の地元産業、サービス業の発展を推進しています。更に世界に向けて、産業全体の発展を図っていきます。





## ■ アジア太平洋地域のバイオ製薬 R & D 生産センター

台湾のバイオ製薬産業は非常に優秀です。特に臨床医学と華人特有の疾患研究に関しては、世界トップレベルです。バイオ製薬施設には、豊かな研究開発のエネルギーがあふれており、全国100ヶ所以上の医療機関で臨床試験が可能です。この内23ヶ所の医療機関は、国際認証を受けた臨床試験研究センターを併設しています。優れた医療体制だけでなく、豊富な専門医療人員、完備された医療施設、新しい医療薬品を備え、開発コストはシンガポール、日本、オーストラリアよりも廉価です。また、知的財産権の尊重・保護等の優位性も備えています。従って、台湾は非常に優れた機会と条件を備えており、世界へのリンク及び現地イノベーションクラスターの整合により、「人材、資金、知的財産、法規環境、資源整合、厳選されたトピック」を強化しており、研究開発・イノベーション志向の「アジア太平洋地域のバイオ製薬R&D生産センター」を作り出しています。

バイオ製薬産業の先進国と比べ、台湾では既に台湾バイオバンク (Taiwan Biobank) を設置し、東洋人特有の遺伝子、生活習慣と地理環境を把握しており、アジア太平洋地域のバイオ製薬の先期市場と試験基地としての十分な条件を備えています。既存の産業優位性と資源を積極的に把握し、分散しているクラスターを結集させています。生産と需要を整合し、途切れることのない産

業クラスターを形成していきます。将来的にクラスター基地は、台北南港、新竹竹北、台中サイエンスパークと台南サイエンスパークを繋ぎ、台湾新幹線による一日生活圈を実現させ、「アジア太平洋地域のバイオ製薬R&D生産クラスター」を形成していきます。

## ■ スマート機械革新産業

スマート機械産業は五大革新産業政策の一つです。主な目的は台湾の精密機械産業をスマート機械産業にグレードアップさせることであり、就職機会を創造し、工場・生産ラインの拡大・輸出、並びに中台湾をスマート機械都市とすることです。これにより「スマート機械産業推進方案」を推進し、豊富なイノベーションエネルギーを整合、市場需要に合う技術応用とサービスエネルギーを作り上げ、台湾機械産業次成長新エネルギーを創造していきます。





当方案はスマートテクノロジーを整合することにより、機械設備の故障予測、精度補正、自動パラメータ設定等スマート化機能を備え、台湾機械設備業者が完全な方案解決能力を持つようになります。同時にスマート化機械を加速導入させ、スマート生産ラインを構築することでクラウドとインターネットを通して消費者と迅速に連結し、ネットワーク製造のサービスシステムを形成していきます。未来発展目標は以下の通りです。

一、「スマート機械」産業化：スマート機械産業体制を整備し、スマート機自主技術中長期的構成と製品イノベーションを強化させ、方案を解決するためのスマート機製品を発展させていきます。

二、産業「スマート機械」化：スマート機の導入を推進し、労働人口構造変化に対応、人力資源の累積を加速させ、革新的生産フローにより生産力を大幅に向上させます。電気ICT産業を上手く活用し、産業サプライチェーンの知能化と合理化を加速させていきます。

## ■ 防衛産業

「防衛事務革新の実施、防衛産業及び民間の結合推進」の政策ガイドラインに従い、防衛工業の自主化、資源民営化を推進することで、飛行宇宙開発、軍艦、情報セキュリティ産業と周辺機械、材料、電機など関連産業の発展を連動させていきます。将来的に、台中、台南と桃園国家中山科学研究院を拠点に、無人機の発展、高級練習用機の内製化、更に次世帯戦闘機の研究開発を始動させていきます。高雄、屏東、宜蘭等地方を基地として、新型潜水艦の研究製造、中大型水面戦闘艦のグレードアップを図ります。台北・新竹は基地として、軍需要により国内情報セキュリティ市場規模の拡大、国内セキュリティ産業の研究開発を支援していきます。

## ■ 新材料及び循環経済

新材料の研究開発は主に化学材料の価値を高め、五大イノベーション研究開発産業に必要となる重要な化学材料となり、グリーンエネルギー革新の化学材料量産R&Dの推進が実施されます。主に量産R&D計画により、価値ある材料のR&Dをサポートし、グリーンエネルギー革新化学材料を提供していきます。

循環経済は主に資源の有効利用を図ります。資源総合サイクルの推進により、汚染を排出する製造者が汚染を排出しないようになることで、環境保護と経済の両面においてウィンウィンの関係を打ち出し、資源整合の推進、産業の多元化による持続利用を促進していきます。



## 商業サービスイノベーション産業

### ■ スマート IOT のビジネスへの応用

モノのインターネット環境が完備されるにつれ、IOT科学技術がビジネスに応用されており、台湾でも積極的にIOTのビジネス科学技術への応用推進を実施しています。例えば、スマート管理、スマート販売、スマートショッピング、スマートサービス等、模範となる事例を推進し、サービス産業を牽引し、革新的なIOTサービスを発展させ、スマートで迅速、利便性の高い、体験する価値のある消費環境を作り出していきます。

### ■ ビジネスサービス生産力 4.0

消費者ニーズを中心に、政府の「アジアシリコンバレー」計画及び「ビジネスサービス」イノベーション産業政策に合わせ、ビッグデータの応用、IOT等スマート科学技術、物理チャンネル整合、オンライン小売販売と物流サービス、まとまった全流通ロジスティクスサービス生態系を構築することにより、迅速で便利なスマートショッピング環境を構築していきます。なお消費者にショッピングの前・途中・後に異なるユニークな体験を提供し、更に一步踏み込んで国内サービス業のグレードアップを図り、売り上げの拡大を目指します。



### ■ 広告デザイン

台湾の広告とデザイナー業者は、豊富で様々なクリエイティブ性とデジタルテクノロジーを上手く運用できる優位性を有しています。また、政府も積極的に国内外の広告デザイン協会と連携し、国際フォーラムや国際コンペを開催しており、世界に視野を向けた国内広告デザイン産業人材、経営管理能力を育成しており、国内外サービスの競争力を強化しています。

### ■ フランチャイズ

台湾のフランチャイズ業者はタフで、クリエイティブ、多元的であり、製品の研究開発速度も速く、高品質です。フランチャイズの経営管理、加盟制度、政府資源、海外開拓等のコンサルティングサービス及び国際展示



会参加のサポート等、各種洗練された運営モデルを促進しており、産業競争力を強化しています。

## 新農業

手本となる農業モデルの構築、農業の安全体系の整備、農業の販売能力の強化等の三大テーマを軸とし、台湾の農業構造を改革し、グリーン環境への試み、農業保険の推進、農業の発展とグリーン電力の共存によるウインウイン関係、若者の就農サポート、持続的農業安全体系の強化を図っています。更にマーケット志向型の農業販売を推進し、小規模農家の支援、企業農家の支援、国産農産物のインターネット取引プラットフォームを整備しています。並びに国家レベルの農業・漁業の企業の設立、東南アジア及び中東イスラムにおける新マーケットの開拓、台湾農業の強化、台湾の農業価値を革新し、農業の新たな局面を迎えます。

## 新南向政策

「新南向政策」は「人間本位」の新経済戦略です。貿易、経済政策、多元性により、単一市場に依頼する状況から脱却をしました。以下三点を推進しています。

- 一、新範囲：ASEAN10カ国の他、更に南アジア六か国を増加。
- 二、新方向：貿易、投資、産業協力、及び人材交流を四大柱として、多元性、多面性の双方による交流強化で、ASEAN諸国及び南アジア業者の投資を誘致。



- 三、新サポート：貿易、投資及び産業連携の基盤として、ASEAN諸国及び南アジア市場にまで拡張し、台湾経済の新たな基軸を見いだします。

## 国家レベルの投資貿易会社の設立

企業の国内投資と海外市場開拓を積極的に実施するために、政府は「国家レベルの投資貿易会社」を設立しました。当会社は国家開発基金、国営企業、民間企業とその他政府ファンドにより設立されています。「探索、創業、整合、促進」及び貿易プラットフォームの役割を果たしており、企業の国内投資と海外市場開拓を積極的にサポートしています。初期の会社資本金の100億元は投資及び貿易の旗艦企業の設立に使用されます。

将来的に「新南向政策」の需要に合わせて、国内外の主なマーケットに支店を設置し、海外市場の研究を推進していきます。自発的なビジネスチャンスの開拓、資源の整合、国内中小企業の海外販売マーケティングチャネルの構築をサポートし、産業全体の輸出を推進していきます。





TAIWAN

ポジショニング  
台湾の商業環境

脈動  
投資発展の先行チャンス

# 動力 原動力・優れた 競合条件

台湾は外資企業が投資するのに、最適な国であり、友好的な租税法制度、優遇された奨励措置の提供、高い質の人材資源、安定した金融市場を有しており、また様々な産業発展専門エリアを設置し、外資企業の投資需要を十分に満たしています。



## 租税制度 透明性があり友好的

台湾の租税制度は欧米諸国に類似し、分税立法（個別の税目ごとに個別の法律を制定）を採用し、税金の徴収について明確に法律で定められていて、税金申告プロセスは簡便です。全面的な租税制度協定の方面では、すでに30の国と租税協定を締結し、外国人が台湾で投資とビジネスをするための便宜を図っています。台湾は2002年にWTO（世界貿易機関）に加盟した後、WTOの規定に従い関連法規を修正し関税課税の基準とし、平均的な税率と実質税率も年々下げています。全体的に台湾の税制環境は良好であり、そして審査は公正で透明性があり、納税義務者に完全な保証を与えています。



### 台湾の租税体制

国税	所得税、事業税、物品税、関税、遺産相続税、贈与税、有価証券取引税、先物取引税、タバコ・酒税、特種貨物および労務税
地方税	地価税、土地増値税、家屋税、土地税（田賦）、契約税、娯楽税、印紙税、鑑札使用税

## 営利事業所得税

運営本部が台湾にある営利事業者（外資企業の台湾子会社を含む）は、台湾国内外すべての営利所得に対して、営利事業所得税が連結課税されます。ただし、台湾国外での所得であり、すでに当該所得源泉国の税法規定に基づいて所得税を納付した場合、納税義務者の納付すべき税額からこれを控除することができます。控除金額は、その国外所得を加えて台湾の適用税率で計算した納付すべき税額の増加分を超えてはなりません。

運営本部が台湾国外にある営利事業者（外資企業の台湾支店など）の台湾源泉所得は、台湾国内の営利事業所得とみなし、「所得税法」の規定に基づき営利事業所得税が課せられます。

### 営利事業所得税

課税所得額区分 (元)	現行税率
120,000元以下	免税
120,000元以上	課税所得額全額に17%を課す。ただし納付すべき税額は課税所得額から12万円を差し引いた金額の半額を超えてはならない

### ■ 両税合一制度 (法人所得税と所得税の統一化)

台湾では1998年1月1日から「両税合一制度」(法人所得税と所得税の統一化)が実施されています。台湾に総本部がある営利事業（外国企業の台湾子会社を含む）の株券の配当金については、納めるべき営利事業所得税と同じく台湾在住の株主に分配され、個人所得税の税額を控除できます。ただし、2015年1月1日より、控除できる税額は半額となりました。

両税合一制度の試行に伴い、1998年からは、営利事業者が当年度の余剰金を分配しなかった場合は、10%の営利事業所得税が追徴課税され、当該追徴税は、外国株主は株券の配当金の源泉分から控除することができます。ただし、2015年1月1日より、控除できる税額は半額となりました。

台湾に総本部がある営利事業（外国企業の台湾子会社を含む）は、課税後の余剰金を外国の本店に対して送金する場合、利益の分配とは見なされないため、所得税の控除は必要ありません。





## ■ ミニマムタックス制度

営利事業が租税減免措置の適用を受けている場合、または証券もしくは先物取引で得た利益に対しては、ミニマムタックスを申告しなければなりません。2013年からは、営利事業が3年以上持っている株を売却して得た所得は同じく3年以上保持している株の損失を差し引いた後、差額がプラスになるものは、その額の半分は当年度の証券取引所得に計算されます。

### 基本税額の計算方式

$$\text{基本税額} = [(\text{所得税法で算出された課税所得額} + \text{各種減免税対象の所得額}) - 50\text{万円}] \times 12\%$$

## 個人総合所得税

### ■ 居住者に対する課税方法

台湾国内に住所が有り、定期的に台湾国内に居住している人、或いは台湾国内に住所がなくても、一課税年度において台湾に183日以上滞在した人は総合所得税決算申告を行う必要があります。そして配偶者や扶養家族の所得、免税額、控除額も併せて申告しなければなりません。

### 総合所得税は累進税率を採用

所得額区分 (元)	税率	累進差額 (元)
0~520,000	5%	0
520,001~1,170,000	12%	36,400
1,170,001~2,350,000	20%	130,000
2,350,001~4,400,000	30%	365,000
4,400,001~10,000,000	40%	805,000
10,000,001以上	45%	1,305,000

注：2015年度から、個人所得は10,000,000を超えた時の最高課税率 (Marginal Tax Rate MRT) は45%になります。

2016年1月1日から、建物と土地の合併税率制度を実施しています。個人の建物土地の売買は分離式課税方法を採用し、所有期間が長ければ長いほど税率が低くなります。

居住者		非居住者	
所有期間	税率	所有期間	税率
所有期間 ≤ 1年	45%	所有期間 ≤ 1年	45%
1年 < 所有期間 ≤ 2年	35%		
2年 << 所有期間 ≤ 10年	20%	所有期間 > 1年	35%
所有期間 > 10年	15%		
本人が住む家土地	10%		

### ■ 非居住者の課税方式

台湾に住所がなく、一課税年度において台湾居留期間が183日未満である場合は「非居住者」とみなされます。非居住者が源泉徴収の範囲に属する所得を得た場合、一定比率の税率 (多くの場合20%) の源泉徴収で納税完了しなければなりません。非居住者一課税年度において台湾居留期間は90日未満で、台湾国外の雇主から得た報酬は台湾源泉の所得とはみなされません。

### ■ ミニマムタックス

個人が台湾の非居住者、或いは居住者でも投資控除を受けておらず、加算される減免税対象の所得もない場合、或いは基本所得額が670万円以下、また基本税額が一般所得額より少ない場合、ミニマムタックスを申請する必要はありません。個人の基本税額は世帯ごとに申告します。

基本所得額 = 総合所得淨額 + 海外所得 (100万円以下は減免対象) + (保険の加入者と受益者が異なる商業保険及び年金保険給付金 (一世帯ごと全年度死亡保険金が3,330万円以下は減免対象) + 私募ファンドの受益証書に係る取引所得 + 非現金寄付金額)

$$\text{基本税額} = (\text{基本所得額} - 670\text{万円}) \times 20\%$$

## 租税協定

「所得税法」により、非台湾国内居住の個人及び台湾国内に固定営業場所を持たない営利事業者の台湾源泉の株式配当金、利息、ロイヤルティーについては15%或いは20%の所得税を源泉徴収します。

台湾は現在、30ヶ国と租税協定を締結し、発効しています。配当金、利息、ロイヤルティーの源泉徴収率は右記の通りです。

## 営業税

台湾国内における物品または労務の販売及び物品を輸入する行為は、すべて規定に基づき営業税が課されます。また台湾国内に固定営業場所を持たない外資企業が一年以内において台湾国内で展示会への参加或いは出張、視察、市場

調査、企業誘致や販売説明会等のビジネス活動において、物品または労務を購入して支払った付加価値型営業税については、母国と台湾の相互に同等の待遇を受けられる関係にある場合、税金の還付を申請することができます。

付加価値型営業税	企業の各段階に置ける販売行為において、売上税額が仕入れ税額を超える差額部分に対する課税。ゼロ税率適用及び免税項目以外は、現行の付加価値型営業税を適用し、その税率は5%とする。
非付加価値型営業税	徴収範囲は金融業、特殊飲食業、小規模営業者及び財政部の規定する売上高の申告が免除されている営業者などを含んでおり、売上高総額に基づき課税される。売上税額は控除できない。売上高から算出する営業税の税率は、最高25%で最低0.1%。ただし規定により付加価値型営業税に変更の許可申請ができる。

## 特種貨物および労務税

「特種貨物および労務税条例」に規定がある特殊貨物および特殊労務については、台湾における販売、生産、または海外からの輸入であるかにかかわらず、別途法に規定のある場合を除き、10%の特別貨物および労務税を徴収しなければなりません。

国別	項目		
	配当金 (%)	利息 (%)	ロイヤルティー (%)
租税協定未締結の国	20	15,20	20
ヨーロッパ			
オーストリア	10	10	10
ベルギー	10	10	10
デンマーク	10	10	10
フランス	10	10	10
ドイツ	10	10,15	10
ハンガリー	10	10	10
イタリア	10	10	10
ルクセンブルグ	10,15	10,15	10
マケドニア	10	10	10
オランダ	10	10	10
スロバキア	10	10	5,10
スウェーデン	10	10	10
スイス	10,15	10	10
イギリス	10	10	10
アジア			
インド	12.5	10	10
インドネシア	10	10	10
イスラエル	10	7,10	10
マレーシア	12.5	10	10
シンガポール	40 (See Note)	Undecided	15
タイ	5,10	10,15	10
ベトナム	15	10	15
日本	10	10	10
オセアニア			
オーストラリア	10,15	10	12.5
キリバス	10	10	10
ニュージーランド	15	10	10
アメリカ大陸			
パラグアイ	5	10	10
アフリカ			
ガンビア	10	10	10
セネガル	10	15	12.5
南アフリカ	5,15	10	10
スワジランド	10	10	10

出所：財政部国際財政司

註：当該所得に対する課税は合わせて40%を超えてはならない。

## 貨物税（物品税）

「貨物税条例」で定められた貨物は、国産品・輸入品を問わず、法律に別途規定があるものを除いて、全て本条例に準じて貨物税が徴収されます。これは物品の種類によって適用される税率が異なります。

## 関税

現在、輸入貨物の価格評価及び税率の分類を含む台湾の関税システムは、WTOの関税評価協定及び世界税関機構 (World Customs Organization, WCO) の「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約」(略称HS条約)などの規定に基づいています。台湾の関税は、従価税を主とし、従量税及び従価・従量選択税で補完しています。従価税が課される輸入貨物の課税価格の決定は、取引価格を原則としています。取引価格とは、輸入貨物が輸出国から台湾に販売される過程で、実際に支払ったまたは支払われるべき価格を指します。

## たばこ税、酒税

たばこ税・酒税は国内生産出荷時或いは海外からの輸入時に徴収します。また、たばこ製品は他に健康福利付加税を徴収します。

## 遺産相続税及び贈与税

定期的に台湾内に居住している国民で死亡時に財産を残した者は、その台湾国内外の全遺産及び贈与した財産について、遺産相続税及び贈与税が徴収されます。非定期的に台湾国内に居住している台湾国民及び台湾国民でない者は、その台湾内の遺産および贈与した財産にのみ、遺産相続税および贈与税が徴収されます。

被相続人の免税額は12,000,000元です。また被相続人の台湾国内での投資が「華僑回國投資其經審定之投資額課徴遺産税優待辦法(認可された華僑帰国投資額の相続税徴収における優遇規則)」の規定を満たす場合、遺産のなかで審査認定を経た投資額部分については、その半分を控除額とし、相続税が免除されます。

### 遺産相続税の計算方式

$$\text{納めるべき遺産相続税額} = (\text{遺産総額} - \text{免税額} - \text{控除額}) \times \text{税率} 10\% - \text{税額控除及び利子}$$

贈与人が贈与税の納税義務者になります。贈与人一人当たりの免税額は年間220万元になります。そして贈与人が公立、公有、公営機関や団体に贈与する財産、或いは公益、慈善事業や宗教団体の財産は贈与総額に含まず、贈与税が免除されます。

## 贈与税の計算方式

$$\text{納めるべき贈与税額} = (\text{贈与総額} - \text{免税額} - \text{控除額}) \times \text{税率} 10\%$$

## 証券取引税

企業の発行する株券、企業債権、政府の許可を得て募集されたその他の有価証券を売買した場合、当該証券を売却したものは、当該取引価格に基づいて、証券取引税を納めなければならない。

## ストック取引税

台湾国内の先物取引所において、先物取引を行った売買双方は、ストック取引税を納めなければならない。

## 地方税の紹介

税別	説明
地価税	★台湾で地価が公示された土地は全て、法律の規定により田賦(土地税/現在は課税停止)を徴収されるほか、地価税も徴収されなければならない
土地増値税	★台湾で地価が規定されている土地の所有権が移転される際、その値上り総額に基づいて土地増値税が徴収される
家屋税	★家屋税は、中華民国(台湾)の土地の上にある家屋、およびその家屋の使用価値増加にかかわる建築物を対象に課税徴収される
契約税	★不動産の売買、抵当権設定、交換、贈与、分割あるいは占有による所得権取得者は、契約税を申告・納付しなければならない
印紙税	★「印紙税法」が定める各種証票で、中華民国(台湾)領内で作成された物は、同法に従って印紙税が課税徴収される ★多国間で作成された文書の場合、いずれかの契約国が中華民国(台湾)領内で契約締結した時には、法律に従って印紙税が課税徴収される
鑑札使用税	★台湾で公共の水・陸道路を使用する交通手段については、公用、自家用または軍用を問わず、すべてその他の関連する法律に基づき、許可を取得し、手数料を納付する場合を除き、すべて鑑札使用税が課される
娯楽税	★台湾で特定娯楽営業所、娯楽施設或いは娯楽活動で販売された入場券に娯楽施設使用税が課される。もし入場券を販売せず、ほかに飲料品もしくは娯楽施設を提供した場合は消費額で娯楽税が課される。

出所: 財政部税賦署 (<http://www.dot.gov.tw>)

## 優遇措置 有利なインセンティブ

国内外投資者の台湾での投資を奨励するため、様々な優遇措置を提供し、企業の研究開発支出に対して所得税の減免と研究開発補助等を提供します。またサイエンスパーク、加工輸出エリア、農業テクノロジーパーク、フリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）を設置し、投資に有利な条件により、企業の運営コストを低減させます。

### サイエンスパークにおける租税優遇

サイエンスパーク内の事業、輸出加工区、農業テクノロジーパークおよび保税工場、保税倉庫、物流センターおよびフリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）事業等には、下記の租税インセンティブがあります。

間接租税インセンティブ	輸出加工区	サイエンスパーク	農業テクノロジーパーク	保税工場	保税倉庫	物流センター	フリー・トレード・ゾーン	
国外からの輸入原料、機械設備	〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税				〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 たばこ税・酒税 たばこ製品健康福利付加税 貿易推進サービス料 商業港サービス料			
運営のために国外から輸入する商品							免除 〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税たばこ税・酒税 たばこ製品健康福利付加税 貿易推進サービス料 商業港サービス料	
国外から輸入の燃料、材料、半製品	〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税				〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料 商業港サービス料金			
国外から輸入する自用機械と設備	〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税			〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料			〈徴収免除〉 輸入関税 貨物税（物品税） 営業税 貿易推進サービス料 商業港サービス料	
物品/労働力の国外輸出	営業税ゼロ税率(貨物税、特種貨物および労務税免除)							
課税地域から購入した原材料、燃料、半製品、機械設備				営業税 零税率				

出所：交通部航港局<http://www.motcmpb.gov.tw/>

その他優遇

類別	優恵説明
研究發展	★産業創新條例関連研究發展投資減額の規定により、企業が高度創作研究發展活動のために支出した費用については、「一年に限り、控除率15%」または「三年間、控除率10%」から択一で営利事情所得を減額することができる。ただし、減額は当該年度納めるべき営利事業所得税の30%を上限とする。
	★中華民国国籍保持者、または中華民国の企業は、産業創新條例における研究開発支出控除倍額規定により、知的財産権による収益の範囲内において、当該年度の研究開発支出の200%を、当該年度の課税所得額より減額することができる。企業は、本項倍額減所と前項投資控除の規定を択一で適用することができる。
	★中小企業の場合、中小企業發展條例の規定により、一定程度の研究開発活動に関する投資は、「一年に限り、控除率15%」または「三年間、控除率10%」から択一で営利事情所得を減額することができる。ただし、減額は当該年度納めるべき営利事業所得税の30%を上限とする。
従業員に対する報酬株式、技術出資株式に対する課税猶予	★従業員に対して報酬として企業の株を給付する際には、給付時の株価が年間500万台湾元以内に限り、所得税法の規定により計算された所得については、所得した次の年から第5年までの間、所得税の課税を猶予することを選択できる。但し、猶予を選択した後にそれを変更することはできない。
	★中華民国国籍保持者または中華民国の企業が、自ら研究開発した知的財産権を株式上場企業に対して譲与またはライセンス契約し、かつ、それらの企業が自ら使用する場合において、それらの企業がその持ち株により対価を支払う際には、当該中華民国国籍保持者、または中華民国の企業は、当該株式について法に基づいて計算された所得については、所得した次の年から第5年までの間、所得税の課税を猶予することを選択できる。ただし、猶予を選択した後にそれを変更することはできない。前述の中華民国国籍保持者または中華民国の企業が、株式を上場していない企業に対して知的財産権を譲与またはライセンスし、かつ当該企業が自らそれらの企業が自ら使用する場合においては、取得した新発行株式については、当年度の所得税課税所得とはならない。ただし、当該株式を譲与した場合、譲与価格全体を当年度の収益として計上し、当該株式取得以前にそれに関して要した未計上の関連費用またはコストを控除した後、所得として申告し、所得税を納めなければならない。
	★中華民国国籍保持者または中華民国の企業は、自ら研究開発した知的財産権を譲与またはライセンスしたことにより得た収益金額の範囲内において、当該年度の研究開発支出額の200%を限度として、当年度課税所得額から控除することができる。企業は本規定と、前述の規定および第10条の研究發展支出投資控除と択一で適用することができる。
バイオテクノロジー新薬産業	★バイオ新薬会社は研究開発と人材育成に対する支出の35%を上限として、営利事業所得税を納めなければならない年より起算して5年以内の期間、各年度の納めるべき営利事業所得税から控除することができる。当該年度の研究開発或は人材育成支出が前二年度の平均額を超えた場合、当超過部分の50%は控除でき、当該生物化学新薬企業の当年度の営利事業所得税額の50%を上限として控除できる。ただし、最終年度の控除金額はその限りではない。
	★営利事業がバイオ新薬会社の新規設立或いは拡張に投資し、当該バイオ新薬会社の記名株式を3年以上所有し、当該株式購入金額の20%を上限として、営利事業所得税を納めなければならない年より起算して5年以内の期間、各年度の納めるべき営利事業所得税から控除することができる。
	★バイオ新薬会社のハイレベル専門員または技術投資家が技術株として取得した新規発行株式或はストックオプション証明書により購入した株式（購買価格は額面価格を下回ること）については当該ハイレベル専門員または技術投資家の当該年度総合所得額として課税計算されない。ただしこの株式を譲渡、贈与または遺産として分配した場合、当該年度の収益とみなし、取得原価を控除した後の残額に所得税が課せられる。
インフラ建設への参加	★民間機構が大型公共事業へ参加した場合、営利事業所得税の五年間免税や投資控除、建設機械の輸入関税減免、そして家屋税、地価税、契約税の減免がある。営利事業者が大型公共事業に参加する場合も、納めるべき営利事業所得税を控除することができる。
観光産業	★会社組織による観光産業は、国際観光の振興プロモーション関連の費用支出額の10~20%を限度として、当該年度に納めるべき営利事業所得税を控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。毎年の控除額は当年度の営利事業所得税額の50%を上限として控除できる。ただし、最終年度の控除金額はその限りではない。

類別	優恵説明
映画製作業	★ 営利事業が、一定規模の映画製作業の設立または拡大のために投資を行った場合、設立時の発行株または映画作成業が映画を作成するにあたって発行した記名株式を3年間所持した場合、当該株式の取得に際して支払った金額の20%を限度として、当該映画製作業の記名株式の株主となった年の第4年度から第5年度までの間の隔年の営利事業所得税額から控除することができる。
国外企業に支払う使用料の所得免除	★ 国外から導入する新生産技術または製品、製品の品質改良またはコスト削減のために、外国の営利事業が保有する特許権、商標権または各種特別許可を得た権利を使用する場合、經濟部工業局の個別審査を経て許可を受けたものについては、当該国外営利事業に支払う使用料にかかる所得税が免除される。
新都市の開発	★ 「股份有限公司」(株式会社)の新都市への建設投資は、その投資総額の20%を限度として、当該年度に納めるべき営利事業所得税を控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。新都市土地計画整理完成より第6年から第10年の間に投資建設をした場合は、優遇控除額は半額となり、11年目から優遇はない。 ★ 租税減免適用地区に定められており、かつ業務内容が新都市の発展に有利な産業に該当する「股份有限公司」(株式会社)は、業務開始後、その投資20%を限度として、当年度に納めるべき営利事業所得税を控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。地区の制定より第6年から第10年の間に投資建設をした場合は、優遇控除額は半額となり、11年目から優遇はない。
都市再開発	★ 「股份有限公司」(株式会社)組織の都市再生事業部門が所轄機関により、都市再生を実施するべきだと定められた地区で都市再生事業に投資する場合、その投資総額の20%を限度として、当該都市再生事業計画完了年度に納めるべき営利事業所得税を税額控除することができ、当年度内に控除ができない場合はその後4年以内に控除することが出来る。毎年の控除額は当年度の営利事業所得税額の50%を上限として控除できる。ただし、最終年度の控除金額はその限りではない。
国内で生産されていない製造機械設備の輸入	★ 海外から台湾国内でまだ生産製造されていない機械設備を輸入し、かつ經濟部によりそれが事実であることが証明された場合、輸入関税が免除となる。
雇用の増員	★ 中小企業が実質上の生産力を持つ正規社員を増員し、企業全体としての給与支払額を増額した場合、我が国国籍の社員を増員することによって増加した支払う給与金額の130%を上限として給与費用として営利事業所得額および納税金額から控除することが出来る。 ★ 増員した中華民国国籍の社員の年齢が24歳以下の場合、毎年増員したことにより支払う給与額の150%を上限として、営利事業所得額から控除することができる。
社員給与の増額	★ 経済景気指数が一定である状況のもとにおいて、中小企業が一般社員の平均給与を増額した場合、中華民国国籍を持つ社員に対して、法定基本給の調整によらない要素により増額され実際に支払われた給与部分の130%までの額を、当該増額が行われた年度の営業事業所得額より控除することができる。ただし、雇用の増員により増額した給与金額に関して前記の規定を適用している場合、本規定を重複して適用することはできない。
フリートレード港区国際空港区	★ 外国営利事業が港内において貨物倉庫または簡易加工などの事業を行っており、かつ国内外の顧客にそれを販売することで得た所得については、営利事業所得税を免除する。ただし、当年度において国内に販売された貨物の販売額が、販売総額の10%を超えるものについては本項における免除はなされない。
社員報酬株式	★ 企業の従業員が報酬としてその株式の基本給付（報酬として社員に対して給付された株式、社員が現金によって買い取った株式、企業が外部から株を買い取り社員に対して窮した株式、社員の株式買い取り権、社員のみのお買取に付された新株式などを含む）を受けた場合、給付時の株価が年間500万台湾元以内に限り、5年間に限り、所得税の課税を猶予する。
知的財産権	★ 個人または企業が自ら研究開発した知的財産権を譲与またはライセンスすることにより、上場企業の株式を取得した場合、その所得税が5年間猶予される優遇を受けることができる；非上場企業の株式を取得した場合、他社に対して当該株式を譲与するまでの期間、所得税猶予の優遇を受けることができる。

## 土地の賃貸・販売の優遇

### ■ 工業区における土地優遇措置

工業区内の土地の賃貸販売優遇措置：

<p>台南科技工業区土地 販売方案方案 (65方案)</p>	<p>★適用範囲は、台南科技工業区における借地がされていない区域産業用地（一）および産業用地（二）、適用期限は2016年12月31日まで、優遇価格は2016年の査定販売価格の65%。</p>
	<p>★土地租金優遇措置の適用を受ける業者、または借地契約が終了したも のにはこの方案は適用されない。</p>
<p>雲林科技工業区二期 石榴班区措施型用地 (売却なし、貸出のみ)</p>	<p>★工業区内における土地資源が希少になってきていること、および土地の徴収に関する公益性に鑑み、新開発された雲林科技工業区二期石榴班区に関して20%の措置型産業用地を保留し、売却はせずに貸し出しのみを行う。また、市場における賃料の相場の「年租率」の3.1%で土地を提供する。</p>

資料出所：經濟部工業局<http://www.moeaidb.gov.tw>



### ■ 輸出加工区土地および管理費に関する優遇措置

一、パーク内における老朽工場の再興計画

(一) 賃料優遇：

老朽工場がその解体免許を申請し、再建築時のライセンスに基づいて申請を行う。再建築開始より、土地の賃料を、前二年間は免除、第3、4年目は40%、第5、6年目は20%免除する。

(二) 適用対象：

本計画の対象は、高雄、楠梓、台中の三パーク内の土地で下記の条件のうちの一つ以上を満たしているものとする：

1. パーク内のメーカーおよび老朽化した工場の解体と再建築である場合；
2. 公、民営事業が老朽化工場の解体再建築に参加している場合、ただし、建築物が未完成で、かつ地代優遇措置の適用を受けたことがないもの；
3. パーク内のメーカーがすでに解体が完成した場所に再建築を行う場合、ただし、但し、建築物が未完成で、かつ地代優遇措置の適用を受けたことがないもの；
4. パーク内のメーカーが購入した老朽工場がすでに解体された場合、ただし、建築物が未完成で、かつ地代優遇措置の適用を受けたことがないもの；
5. パーク内のメーカーが老朽工場がすでに解体された土地に再建築を行う場合で、その容積率が200%以上で、かつ科学園區のイメージに貢献するもの。

(三) 期間：

2013年1月1日より2018年12月31日まで

## 二、高雄ソフトウェアサイエンスパーク優遇措置

地代優遇措置	措置内容
パーク内事業 (土地賃貸、自己建築) 555優遇措置 6688優遇措置	★ 建築期間内の地代は50%割引、期限は三年を限度とし、各土地に対して一度のみ適用可能。
	★ 運営の初期段階においては6688地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	★ 第1、2年目は40%、第3、4年目は20%を差し引き、第五年目から割引は適用されず、定価となる。
パーク内事業 (開発事業者より建築物を購入した場合) 6688優遇措置	★ 運営初期においては6688地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。
	★ 第1、2年目は40%、第3、4年目は20%を差し引き、第五年目から割引は適用されない。

パーク内の事業が前述の地代優遇を受けたのち直ちに土地の賃貸を終了することを避けるため、賃貸期間に関する規定を設ける。高雄ソフトウェアサイエンスパークの借地期限は最低でも6年を下回ってはならない。

## 三、台中ソフトウェアサイエンスパーク優遇措置

地代優遇措置	措置内容
開発業者 555優遇措置	★ 建築期間内の地代は50%割引、期限は三年を限度とし、各土地に対して一度のみ適用可能。
	★ 当該区内におけるはじめの事業者が建築物に入所した日(当該区内における事業者が国税局の税籍登記を行った日を基準とする)より前項の割引は適用されず、地代は定価となる。
パーク内事業 (開発事業者より建築物を購入した場合) 6688優遇措置	★ 運営の初期段階においては6688地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。 ★ 第1、2年目は40%、第3、4年目は20%を差し引き、第五年目から割引は適用されず、定価となる。
パーク内事業 (土地賃貸、自己建築) 006688優遇措置	★ 建築と運営の初期段階においては006688地代優遇措置を適用、各土地に対して一度のみ適用可能。 ★ 第1、2年目は地代免除、第3、4年目は40%、第5、6年目は20%を差し引き、第7年目からは定価となる。
園区管理費 (2021年12月31日以前に台中パーク内への入園が許可された事業者)	★ 前2年の管理費は40%割引。
	★ 第3、4年目の管理費は20%割引。
	★ 第5年から定価。

資料出所：經濟部加工出口区管理处<http://www.epza.gov.tw>

## 政府の低利息融資

- ◆ 企業のイノベーション促進と研究開発促進のための融資計画：インターネットサービス産業、製造業、技術サービス業および流通サービス業、文化クリエイティブ産業等、イノベーションと研究開発計画に従事する企業を対象に、企業に資金融資を提供します。融資額は計画の総経費査定額の80%を上限とし、最高融資額付6,500萬元です。すでに政府の補助金を受けている場合、当該金額は融資総額から控除されます。
- ◆ 農業サイエンスパーク駐在優遇融資：駐在業者が建物や関連設備を購入、または資金繰りなどを行うために、8,000万台湾元を上限として融資を行います。外資資本率が50%以上の場合は、パーク内での投資総額が8,000万台湾元以上であり、実際の資本額が3,000万台湾元以上である必要があります。
- ◆ 農民組合および農業企業販売経営、研究開発創新融資：農業政策に協力している農民組織および農業企業が、その生産品を販売、経営、または研究開発するための資金を融資します。最高融資額は5,000万台湾元です。



- ◆ 機械設備補強融資：自動化設備の購入を主な目的とした融資で、汚染防止設備および省エネ設備などに対する投資計画を主な対象としたものです。核計画ごとの融資限度額は当該計画の総コストの80%を超えず、また一申請者に対しての総融資額は4億台湾元を超えません。汚染防止設備に対する投資計画に対する融資は最高で10億台湾元となります。
- ◆ 協力企業合併案融資：主に企業の合併計画、企業購入計画および分割計画に対して行われる融資です。各融資の限度額は、当該計画のコストの70%を超えてはならず、また一申請者に対しての総融資額は10億台湾元を超えてはなりません。

## 研究開発の補助

サイエンスパークは産学連携研究開発の補助を提供します。補助経費には申請機関の補助金および学術研究機関の補助金が含まれます。補助総額は1,000万台湾元を

上限とし、申請した研究開発計画経費総額（自己調達額）の50%が上限となります。また同時に学術研究機関の補助金は補助総額の30%以上である必要があります。

産業技術の研究開発を奨励するため、經濟部技術処はさまざまな科学技術プロジェクトを推進し、今までの領域を超えた技術の整合を行い、産業のさらなる発展を期しています。各補助金の比率については、プロジェクトの性質と計画の内容によりますが、最高でも50%までの補助となっています。

## 政府による投資

国家発展基金が六大新興産業、四大新興スマート産業、主要サービス業へ投資している株式比率は、政府の持株全体が投資先事業の払込資本金の49%を超えないことを原則としています。また政府も中小企業、文化クリエイティブ産業、戦略性サービス業、戦略性製造業へはいずれについて

も各100億台湾元、総額で400億台湾元の投資を行います。投資を行う際の株式比率は、政府の持株全体が投資先事業の払込資本金の49%を超えず、また専門の管理会社と共同投資を行うことを原則とします。

優遇措置関連は台湾投資入口網 (<http://investtaiwan.nat.gov.tw/>) の投資奨励サイトへ。

經濟部技術処各研究発展補助プロジェクトの詳細内容は以下のウェブサイトをご覧ください：

A+企業創新研究開発淬鍊プロジェクト (AIP)  
全球研發創新パートナープロジェクト  
<http://aip.tdp.org.tw/index.php>



## 投資拠点 無限の潜在能力

台湾では、投資を促進するため、一般ビジネス商業区と一般工業区の設置の他、産業の多元的な発展に従い、次々と各種特殊目的のパークの開発が進められています。台湾には現在、181ヶ所の一般工業区、10ヶ所の輸出加工区、3ヶ所のサイエンスパーク、3ヶ所の農業テクノロジーパーク、4ヶ所の環境保護テクノロジーパーク、7ヶ所のフリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区、FTZ）があり、高品質で低コストな投資経営環境を提供しています。工業区と各種パークはすべて環境影響評価を獲得しており、パーク内で工場を設立する業者は環境保護面でのコスト低減が可能です。パーク内は既成の基礎インフラ建設、利便性の高い迅速な行政管理および各種の優遇措置（詳細内容は「奨励と優遇処置／有利なインセンティブ」を参照）を提供しているため、外国と本国企業が製造・研究開発および運営の本部を設立するにあたり、最良の選択肢となっています。

### 一般商業区

台湾は適切なビジネス経営環境を提供しており、土地コスト面では、オフィスビルの賃料は非常に低く、企業主は経費の節約が出来ます。

2015年第4四半期におけるオフィスの平均賃貸料は、一坪当たり毎月2011台湾元、空き家率6.94%でした。台北市においては、2015年だけで、6.8万坪のオフィス面積が増加し、Aクラスオフィスの提供率が増加したため、空き家率は前年度と比べ3.59%伸び、10.75%となりました。また、賃貸料も増加し、第4四半期におけるAクラスオフィスの賃貸料は、前年に比べ1.57%増加し、一坪当たり毎月2,606元となりました。

台北市内におけるBクラスオフィスは、その立地条件の良さと比較的安価な賃貸料から、経済市場の影響を受けた企業が多く入居するようになったため、2015年にはBクラスオフィスの需要が増加し、空き家率が前年比で0.89%減少、4.01%となり、ここ9年で最低となりました。

ビジネスオフィスの賃貸契約期間は通常2～3年で、毎年賃料を約3～5%の幅で調整されることが一般的です。土地および建物の面積については、一般的に「坪」を面積の計算単位としています。一坪は3.3058平方メートルです。通常賃料は月額で、ビルの管理費や清潔維持費、光熱費は別途計算されます。





## 一般工業区

一般工業区では主に事業者へ十分な工場用地を提供し、産業クラスターの経済効果を発揮し、工業が周辺環境に及ぼす悪影響を回避しています。現在台湾は181ヶ所の一般工業区があり、各産業の投資需要を満たしています。一般工業区は各県、市に分布しており、工業区内の土地と工場は賃貸することができます。その一部分は土地優遇措置を受けることができます。また、「行政院全球招商及攬才聯合服務中心（行政院グローバル商業人材連合サービスセンター）」および工業局のプロジェクト（<http://idbpark.moeaidb.gov.tw>）が産業用地の仲介の統一窓口となっています（<http://investtaiwan.nat.gov.tw>）。（註：一般工業区の詳細情報は「台湾工業用地供給・サービス」<http://idbpark.moeaidb.gov.tw/>をご参考ください。）

## 輸出加工区

現在台湾には10ヶ所の輸出加工区があり、総面積は500ヘクタール弱となっています。それら加工区は、高雄市や台中市、屏東県に分布しており、すべて保税地域となっています。輸出加工区内の用地は賃貸のみで、投資者は管理処から土地を賃借して、自社工場の建設または標準工場（輸出加工区内で用意された標準的な工場）を購入することができます。

輸出加工区の賃料は公示地価の2.24～5%で、土地の賃貸期間は原則10年ですが、個別の事情により（銀行から

の融資などの問題）最長で20年まで延長することができます。また、期限満了後も再延期が可能です。またパーク内の企業は公共施設建設費を20年間払わなければなりません。各輸出加工区によってその費用は異なります。土地月額賃料は每一平方メートル約0.05～2.08米ドル、公共施設建設費の月額費用は每一平方メートル約0～0.47米ドルです。

地區	輸出加工区	重点産業	タイプ
中部地区	台中輸出加工区	光学、エレクトロニクス産業	製造区
	中港輸出加工区	パネル、ディスプレイ関連産業、精密機器	製造区
	台中ソフトウェアパーク	情報ソフト、デジタルコンテンツ、文化クリエイティブなど、知識密集型産業	ソフトウェア区
南部地区	楠梓輸出加工区	半導体パッケージング、テスト	製造区
	楠梓第二パーク	半導体パッケージング、テスト	製造区
	高雄輸出加工区	IC、LCD、LED、自動車部品	製造区
	成功物流パーク	倉庫・運輸・物流	物流区
	高雄ソフトウェアパーク	デジタルコンテンツ、情報ソフトなど、知識密集型産業	ソフトウェア区
	臨広輸出加工区	IC、LCD、LED、自動車部品	製造区
	屏東輸出加工区	高値化の金属、水処理設備、モーター	製造区

出所：經濟部輸出加工区管理処<http://www.epza.gov.tw>



## サイエンスパーク

現在台湾には新竹サイエンスパーク、中部サイエンスパークおよび南部サイエンスパークがあり、ハイテク産業の基地として、産業クラスターを形成し、台湾を世界レベルのハイテク産業で有名な国家へと導いています。

サイエンスパーク内の土地及び標準工場は賃貸のみとなっています。

### サイエンスパークベルト

新竹サイエンスパーク	新竹パーク	IC産業、パソコンとその周辺産業、通信産業、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、精密機械産業、バイオテクノロジー産業
	竹南パーク	
	銅鑼パーク	
	龍潭パーク	
	新竹バイオ医学パーク	
	宜蘭パーク	
中部サイエンスパーク	台中パーク	精密機械産業、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、IC産業、バイオテクノロジー産業
	后里パーク	
	虎尾パーク	
	二林パーク	
	高等研究パーク	
南部サイエンスパーク	台南パーク	オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業、IC産業、精密機器産業、バイオ技術産業、通信産業、コンピュータ周辺機器産業
	高雄パーク	

## フリー・トレード・ゾーン (自由貿易港区、FTZ)

現在台湾に既存するフリー・トレード・ゾーンは合計6ヶ所の海港と一ヶ所の空港です。フリー・トレード・ゾーン内は貿易、倉庫、物流、コンテナ（貨物）集散、再輸出、中継輸送、運送請負、通関サービス、組立、再選別、包装、修理、組み立て加工、加工、製造、検査、試験、展覧、技術サービスの計19種のサービス形態が許可されています。業者は会社、営業所、営業部門の形でフリー・トレード・ゾーンに参入することができます。国外貨物はフリー・トレード・ゾーンで荷受・保管する時や、フリー・トレード・ゾーンの貨物を国外またはその他の台湾フリー・トレード・ゾーンに出す場合、通関モデルの原則は、審査不要、検査不要の方法を採ります。また、フリー・トレード・ゾーンで特定製造業に従事する事業者の外国人労働者雇用比率は40%までです。

## 農業バイオテクノロジーパーク (農業サイエンスパーク)

現在、台湾には中央政府主導型の農業バイオテクノロジーパークと地方政府主導型の台南市台湾蘭花バイオテクノロジーパークの計2ヶ所の農業バイオテクノロジーパークがあります。パークは研究開発、生産販売、加工および業務活動の機能を兼ね、高付加価値商品の輸出を拡大させています。そして、研究開発成果を近隣農場に指導することで、衛星農場（農業組合、農業団体、農業企業等が中心となって経営する中核農園の周辺に自作農の農場を衛星農場として配置）として、農業バイオ産業クラスター（アグリバイオクラスター）の形成を加速させています。



基隆港フリー・トレード・ゾーン	★ 外接道路は7本あり、桃園国際空港との距離は60キロ、車で約1時間以内。
	★ 大台北都会区（台北市、新北市、基隆市）の消費の中心地や、台湾の重要な政治経済、工業、ビジネスセンターに近い。基隆港フリー・トレード・ゾーンへの入居に適する業種は倉庫、物流、組立、再整備、包装、簡単加工、運送請負、中継港、中継輸送等。
高雄港フリー・トレード・ゾーン	★ 高雄小港区国際空港までは3キロ、高速道路までは2キロ、各外接道路はすべて省道台17号、国道1号線、中山高速道路、国道10号、国道3号等に繋がる。
	★ 近隣には中国石油を中心とする石油化学業、台湾造船会社の造船業、および高雄と屏東の加工輸出区や、各工業区、南部のサイエンスパークの半導体、オプトエレクトロニクス（光電子工学）産業等の産業クラスターもある。
台中港フリー・トレード・ゾーン	★ 快速道路が清泉崗国際空港と繋がっているため、海運と空運の連結に便利。近隣には台中地区の輸出加工区、中部サイエンスパーク、台中工業区等の産業クラスターがある。
台北港フリー・トレード・ゾーン	★ 桃園国際空港との距離は僅か23キロで、海運と空運を連結して利用するのに便利で速い。
	★ 主な運営形態は自動車物流センターおよび石油、化学オイル製品の重要な供給拠点。大台北都会区に近く、土城、五股、林口、樹林等の工業区と隣接している。
蘇澳港フリー・トレード・ゾーン	★ 台2号および国道5号で北部都会区と繋がり、40分でアクセス可能。
	★ 現在はグリーンエネルギー産業を導入しており、近隣の龍徳工業区、利澤工業区および宜蘭サイエンスパークと産業クラスターを形成している。
安平港フリー・トレード・ゾーン	★ 外接道路の省道台17号および台86東西快速道路で国道1号および国道3号に連結する。そして台南空港に隣接する。
	★ 安平港付近の工業区、サイエンスパーク、農業バイオテクノロジーパークに隣接、車で1時間以内でアクセス可能。
桃園航空フリー・トレード・ゾーン	★ 主に高付加価値のモジュールおよびIT関連産業の参入を誘致。航空貨物運輸、高機能物流、物流ロジスティクス、倉庫オフィス等の機能を統合し、エアカーゴ・ターミナル、倉庫オフィスビル、高機能高価値パーク、物流センターおよび物流ロジスティクスセンター等の専門エリアに分けている。

## 環境保護サイエンスパーク

台湾の環境保護サイエンスパークは、高度な資源再生技術や環境保護技術、エコ化産業等の三大産業の発展に重点を置いて、台湾の環境保護技術水準を向上させ、環境保護産業発展の助成をしています。環境保護サイエンスパークはそれぞれ桃園、台南、高雄、そして花蓮などの地で、各地方政府が各々の産業発展の特性を利用して経営を行っています。

環境保護サイエンスパークの概要:

地区	設置地点	説明
桃園地区	桃園サイエンス工業区	★ 桃園サイエンスパークの西南に位置する塘尾区内に位置し、電力電子機材業、機械機材製造業、および金属製造業を中心とした産業が集まっている。
台南地区	柳營サイエンス工業区	★ 区内の主要産業は、金属、プラスチック、紡績、食品、電子電機などの各種製造業が主となっている。
高雄地区	岡山本州工業区	★ 高雄市岡山区にある国内のネジやナットなどの産業の中心地である。区内では、伝統的なネジやナットなどの産業の汚染を改善できる環境産業の呼び込みに力を入れている。特に環境保護に関連した資源の再生、クリーンな生産環境および環境保護関連の設備などに関連した環境対策のカギとなる産業を迎え入れることで、ネジやナットなどの産業が、環境にやさしい産業へと生まれ変わるよう努力を進めている。
花蓮地区	鳳林発区	★ 花東縦谷の中心に位置し、周囲は和平、美崙、光華などの工業区や、慈済大学、東華大学などの研究機構、育成中心（センター）に囲まれている。

出所：環保署 (<http://estp.epa.gov.tw/big5/knownew.htm>)

## 優れた人材 スペシャリストが結集

### 労働市場

#### ■ 日々質が高まる労働市場

全体的に台湾の労働力市場はかなり安定しており、2015年の労働参与率は58.65%、失業率は3.78%でした。労働力の供給においては、民間の労働力人口は長期的な成長傾向にあり、2005年の1,037万人から2015年には1,164万人まで増加しました。ここ十年余りにおける高等教育普及率の大幅な上昇に伴い、大学・専門学校以上の学歴を有する労働力の比率は継続的に上昇しています。さらに、政府は学界・学問との結びつきや、産学連携、終身教育等の政策の推進を行い、国際競争社会において優位となる人材の育成に力を注いでいます。

台湾では、毎年約30万を超える大学、専門学校の卒業生が労働市場に流入し、その中には6万人にも上る博士・修士以上の高学歴人材が含まれています。就業者の内、高等教育の学歴を持つ者は50%を占めており、就業人口1,000人当たりの研究者数は12.9人となっています。また、製造業とサービス業の技術および管理方面の人材に関しても長年にわたる蓄積があるため、技術、労働そして経営管理などすべての分野において、外資企業が台湾で産業投資する際に必要とするクオリティの高い人材の提供が可能となっています。

#### ■ 年々向上する労働生産力

この10年間、台湾の消費者物価指数は毎年平均1.0%上昇しており、工業とサービス業における給与の毎年の平均上昇率は1.2%でした。台湾の物価と給与は長期にわたり横ばいの状態を維持していますが、工業部門における被雇用労働生産力指数は、毎年平均で3.0%上昇していることから、労働生産力が引き続き上昇の傾向にあることがうかがえます。

2015年 投資主要五大産業における華僑および外資企業従業員の経常性賃金  
(月額基本給、固定賞与等) の平均額

(単位:元)

	製造業		金融・保険業	卸、小売業	不動産業	専門、科学・技術サービス業
		電子部品製造業				
総計	35,084	39,316	65,158	36,859	35,026	48,190
管理職、監督責任者	68,032	81,794	103,999	63,251	50,773	81,827
専門分野スペシャリスト	51,942	54,226	64,416	44,905	48,454	57,291
技術スタッフ、専門分野スペシャリストのアシスタント	35,496	36,184	66,913	36,506	33,262	41,399
事務サポートスタッフ	29,883	34,754	45,366	30,668	31,738	33,999
サービス要員、販売員	30,503	30,181	51,047	24,783	29,794	28,542
技能、機械設備操作要員、組立作業員	28,136	29,303	41,300	30,094	48,972	32,546
基礎的技能作業員、肉体労働者	22,991	25,625	35,399	24,682	19,107	23,755

出所：労働部 <http://www.mol.gov.tw/> 職種別給与調査

## ■ 従業員の雇用情況

ここ十年ほどの間、台湾における各種就業人口は、専門人材については最大時で58万人増加し、その伸び幅は72.34%でした。また、サービス業と販売人員についても同様に、32万人、16.91%、事務員、技術院、各種助手人員については、各々一割程度の伸びが見られました。統計分析によると、台湾産業の人材流動の主な原因は、職務内容によるものや転業目的、家庭の都合等によるもので、雇用主側も人材を引き留めておくために、労働報酬としての給与以外に、各プロジェクトへの参加や、重要顧客の担当になる権利、海外研修等の機会を与えています。



## 給与形態

台湾における被雇用者の平均的な給与には、毎月支払われる通常性給与（基本給、月極で支払われる手当、賞金）と、非通常性給与（残業代、ボーナス、月極ではない営業ボーナス、皆勤賞など）が含まれ、農歴の旧正月前に支払われることが一般的な、年末のボーナスは平均で約1.5カ月分支払われます。



## 労働法規

### ■ 給与と労働時間

台湾には、完備された労働権益保障制度（略称：労基法）があり、労働基準法を主な労働法規とし、基本賃金や労働時間、休暇等の基本労働条件を規定しています。

労働給与と労働時間面について、基本最低賃金は毎月20,008元、時給は最低120元です。通常、一日の労働時間は8時間を超えてはならず、1週間の合計労働時間は40時間までです。雇用主は組合または労使会議の同意を得て、労働時間を延長することができますが、総労働時間は一日12時間を超えてはならず、雇用主は時間外労働手当を支給しなければなりません。

また、「労働基準法」「労働休暇規則」および「性別就労平等法」などで規定されている国定休日、出産休暇、病気休暇、生理休暇、所用休暇、育児介護休暇、出産検査休暇、出産休暇、出産付添い休暇、結婚休暇、忌引休暇以外に、同一雇用主、または同一事業部門で一定期間勤続している従業員に対しては、下記の規定に基づき毎年特別休暇を与えなければなりません。

勤続期間	有給休暇日数
1年以上3年未満	7日
3年以上5年未満	10日
5年以上10年未満	14日
10年以上	一年ごとに+1日、最高で30日まで。

また、「性別就労平等法」にもジェンダー差別の禁止、セクシュアルハラスメントの防止および他の平等な仕事の保証を促進規定などにより、育児休暇（給与支給無）の申請、業務復帰処置等、被雇用者の基本的保障を定めています

## 保険と福利厚生

### ■ 労働者保険

労働者保険には、普通事故保険と職業災害保険が含まれます。2016年現在、労働者保険の普通事故保険料率は、被保険者の毎月保険加入給与の9%です。現在の保険加入給与はもともと最高で月額43,900元（最低保険加入給与は基本給与に準じる）でしたが、2016年5月1日より、45,800元に引き上げられました。保険費は、雇用主が70%、被雇用者が20%の割合で負担するほか、政府が10%を補助します。雇用主は費用率が毎月の保険加入給与の0.11~0.99の範囲で計算される従業員の職業災害保険費を全額負担しなければなりません。

### ■ 雇用保険

2016年現在の雇用保険料率は被保険者の毎月保険加入給与の1%で、保険料は雇用主が70%、労働者が20%を負担し、政府が10%を補助します。



## ■ 全民健康保険（国民健康保険）

全民健康保険（国民健康保険）は強制社会保険であり、全国民強制参加の健康保険です。全国民に平等に医療を受ける権利が守られ、国民は疾患時や怪我をした時、育児などの場合に医療サービスを受けることができます。中華民国国籍を有している人、台湾で戸籍を設けて6ヶ月以上の人、および台湾で出生し、戸籍登録を終えた新生児も、全民健康保険に参加しなければなりません。

また、本国国民の外、全民健康保険法の規定および主務官庁の公告に符合する居留証を所持している外国籍の人（香港・マカオ・中国籍の人を含む）は、一定の雇用者のもとで雇用された日より全民健康保険に参加する外、居留証を所持した日より6ヶ月目から全民健康保険に参加し、自らの医療上の権利を保障しなければなりません。

## ■ 退職金

労働者退職金条例（略称：労退新制）の規定により、雇用主は月額給与の6%を下回らない退職金を労働者個人の退職金専用口座に振り込みます。退職金制度は携帯性があり、転職や解雇による影響はありません。ただし、2005年「労退新制」が実施される前の「旧労基法（労基法退職金制度）」が適用されていた際の被雇用者（旧制度の適用を選択したもの、または新制度の施行後新制度を選択し、かつ旧制度の労働年数計算を選択したものを含む）の各事業単位は、月額給与の2～15%の範囲内で月ごとに退職準備金を拠出することができます。



## 外国人スペシャリストの雇用

外国人が台湾で専門的または技術的な仕事に従事する場合、毎月の給与が47,971台湾元以上でなければならないほか、專業資格証または一定程度の学歴、経歴を持っていないければ、台湾での仕事を得ることはできません。労働部では、外国人スペシャリストのための判断機関をもうけており、同機関の同意を得たものに限り、大学卒業後二年以上の経験が必要という条件が免除されます。就業許可期間は1回最長3年で、期限完了後、再雇用する必要がある場合、雇用主は申請を延長することができます。

海外に在住している中華民国国籍を持つ大学生が、大学を卒業後、台湾において専門性または技術性のある職に就くことを奨励するため、それらの人に対しては前項の規定は適用されず、「僑外生評点制」に基づいて「工作許可」を申請する必要があります。この僑外生評点制は、学歴、雇用給与、労働経験、職務資格、中国語能力、他国における経験、政府政策への協力度など、8つの点で評価を下し、70点以上の得点を得、かつ雇用者が外国人スペシャリストを雇用する資格をもつ場合に限り、労働部より労働許可が発行されます。

台湾経済発展に実質的な貢献のある企業、あるいは特殊状況のあるものに関しては、主管機関との協議を経たのちに、雇用者資本額または営業額の制限を免除することができます。また、非政府国際組織の在台湾オフィス、事務局等でも外国人スペシャリストを雇用することができます。

革新的な新事業をサポートする国際的なスペシャリストを招き、国外の専門的な知見やイノベーションを導入するため、労働部では2015年1月7日付の公告で、イノベーション事業が大学卒業資格を持つ外国人スペシャリストを雇用する際の「2年間の労働経験」の制限を免除したほか、雇用者の売上高が1,000万台湾元以上または実際資本額が500万台湾元以上でなければならないという制限も免除しました。

## 金融と外貨 安定的な発展

### 金融機関

台湾の金融機関は、国内銀行、外国銀行、中国の銀行台湾支店、信用合作社、農漁業組合信用部などの預金機関と、中華郵政公司儲匯処、生命保険会社等のその他金融機関に分けられます。

### 外国為替管理

台湾は「外国為替管理条例」を制定しており、外国為替管理は市場機能に基づいて行われています。台湾元の両替に関わらない外国通貨の流入は完全に自由であり、個人的に銀行で両替することができます。金利と為替レートも自由化され、市場の需要によって決定されています。台湾元の両替に関わる資金の移動は、商品、サービスおよび許可を得た直接投資、証券投資の資金の出入りは完全に自由化され、現在は短期の資金移動だけに規制が設けられています。台湾元レートの安定のために会社・商店は年間の外国為替決済額が5,000万米ドルを超える場合、そして個人・団体は年間の外国為替決済額が500万米ドルを超える場合、また非居住者は毎回の外国為替決済額が10万米ドルを超える場合、銀行を通じて中央銀行の許可を得てから決済を行うことができ、これによって台湾元レートの安定が図られています。外国為替申告部分が、50万台湾元以上に相当する金額の外国為替収支または取引は、申告を行わなければなりません。

### どのように口座を開設するの？

個人	居留証持っている場合	居留証と、パスポート、免許証、健康保険証など、身分を証明することができる第二の身分証明書により手続きをする。
	居留証を持っていない場合	合法的ビザまたは入国スタンプの記載があるパスポートまたは華僑身分証明書、および統一証号基礎資料表により手続きをする。
法人	台湾での登記機関の発行する証明文書を取得している場合	登録証のほか、役員会の会議記録、会社の設立規定、または財務報告書などにより手続きをする。
	台湾での登記機関の発行する証明文書を取得していない場合	法人登記証明書、責任者の身分証明書、台湾での代表または代理人の権利取得証明書および各地区税務徴収機関が発行する統一番号（営利事業自身の認識番号）の番号通知書により手続きをする。

### 金融市場の概況

2016年7月、台湾の外貨準備高は4,341億米ドルであり、2015年の台湾の貯蓄率は34.71%に達し、2015年末の金融業資産規模は、79.8兆台湾元、同じく金融業及び保険業の資産価値は1.09兆台湾元となり、GDPの6.56%にまで達しました。銀行業、保険業の経営体質は良好で、その利益も年々増加しています。2015年の税込み純利益は、それぞれ3,717億台湾元、および1,502億台湾元となっており、台湾の金融市場が台湾の金融市場が増々成熟していることを示しています。

2015年、台湾の上場（株式公開）企業数は約1,586社余りで、上場（株式公開）企業の市場価値は27兆2,344億台湾元、証券市場の売買代金は28兆3,059億台湾元、売買回転率



は74.45%に達しました。2015年末時点で台湾の株式上場市場価値と売買代金が世界の1.3%と1.0%を占めたことは、台湾の証券市場が成熟しており、活発であることを示しています。中国と香港の証券市場とは相対的に、台湾には優秀な研究開発の人材と良好な知的財産権の保障があり、テクノロジー企業に対する財務評価も公平で適切であり、信用に値するものであるといえます。

台湾の為替率は安定しており、また証券市場も成熟している上、ここ数年の度重なる法改正で、外国企業が台湾で資金を調達する条件が簡素化され、より多くの外国企業が台湾の市場に参入するようになりました。2015年末までに、台湾の株式公開企業は870社を上回り、そのうちの約6%、50社ほどが外国企業となっています。上場企業は約700社で、その内の約4%、30社ほどが外国企業です。これら外国企業の本利益率は24.6倍となっており、全体の13.5倍を大きく上回っています。持ち回り率に関しては、213.9%と、全体が82.5%であるのに比べ、数倍の差が生まれています。これらのことから、台湾における外国企業の受け入れの度合い、資金繰りのし易さがうかがえます。

## 金融開放措置

銀行業、信用合作社業、証券金融業、クレジットカード発行業、金融ホールディングス業などの、台湾の金融仲介業者、および、生命保険業、損害保険業、再保険業などの保険業は、いずれも華僑、外国人の投資制限を削除したため、外国人であっても、持ち株率100%の台湾の金融機構を持つことができます。

台湾の金融機関がアジアの金融中心となることを目指し、OBU（銀行国際金融業務支店）、OSU（証券商国際証券業務支店）の運用のほか、2015年には保険企業の国際保健業務支店 OIUなど、金融業務を全面的に運用し、海外から台湾への投資や、各種金融商品の参与を促進しています。2016年4月までで、すでに17の証券会社がOSUを、18の保険会社がOIUを設置しました。

金融機構の外貨管理に関しては、中央銀行が指定銀行の業務に関する様々な規定、たとえば、NCDの発行；外貨管理プロセスのデジタル化；中央銀行の許可を得て、または中央銀行への届け出を行ったネット銀行で外貨業務を行い、顧客がネット上で本人名義の外貨口座から約定口座への振り込み、受け取りなどを行うことで、銀行へ足を運ぶ必要がなくなった；ファックスによる指示を行うことでも50万台湾元を超える外貨業務を行えるようにした；指定銀行が信託業務を兼任し、外貨により計算された信託資金を集中管理し運用する口座業務を行えるようにしたなど、数多くの自由化が、2015年に行われました。また、保険業の競争力の向上および、保険加入者の資金調達の需要を満たすため、中央銀行は、2015年より、保険業者が外貨業務を行う規定の自由化を続け、「保険業者が外貨建ての投資型、非投資型保険を発行した場合、保険加入者がその保険証を担保として借入れを行う際の上限を保険単価準備金の二割を限度とする」という規定を削除しました。

# 多彩・多 元的なライフ スタイル

台湾は快適な生活、レジャー・旅行をするのに最適な場所です。私達は皆様に訪れていただくことを心から歓迎します。共にこの土地の多角的な姿を楽しみましょう。

## 良質な環境 便利で満ち足りた生活

台湾の人口は、世界総人口の約千分の三で、面積は世界の一万分の三にも至りませんが、世界の人々が驚嘆する“台湾経験”をすることができます。台湾に来ると、便利な生活だけではなく、多様な美食、豊富でエスニックな文化、厚い人情味を味わえます。短期旅行でも、長期滞在でも、自然に現地社会に溶け込むことができ、色とりどりで豊富なレジャーとライフスタイルを楽しめます。

## 美食天国 世界的な定評

台湾の食事は、豊富で味わい深く、世界的に定評があります。様々な料理があり、種類も多い軽食は多角的でエスニックな特色が融合されています。原住民（先住民）の特色を活かした料理、客家系と閩南系の家庭料理、中国各地から伝わった地方料理以外に、日本、韓国、インド、東南アジア、欧米各国の料理も集まり、台湾をグルメ天国にしています。台湾では食べたいと思った物はほとんど何でも食べることができます。ナイトマーケットの屋台料理から、家庭料理の食堂、高級レストランまで、すべて美食家の舌を満足させ、その料理の豊富さは想像を超えています。

## 便利な生活 多彩で快適

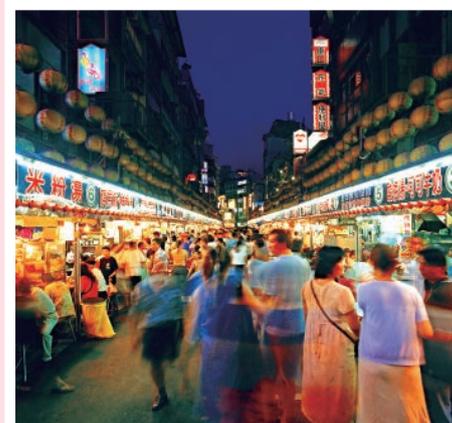
台湾のコンビニは、すでに一万店舗を超え、平均2,000人に対し一店舗ある概算で、この驚異的な店舗の密集度により生活を便利にしています。特に都市部では少し歩けばすぐに24時間営業のコンビニがあり、生活用品以外に、公共料金の支払い、チケット購入、宅配便などの多機能なサービスも提供しており、非常に便利です。

主要都市部の殆どの場所に大型ショッピングモールと大手百貨店チェーンが集まる商業地区があり、ファッション、高級ブランド品、美食料理店、書店、シネマコンプレックス、量販店、ゲームセンター等を提供しており、市民の各種ニーズを満たしています。国際人材コンサルティング会社ECAインターナショナル (ECA International) の2015年生活費用調査によると、台北はアジア地域における駐在員生活費で14位にランクインされており、東京、大阪、ソウル、北京、上海、香港、シンガポール等の都市に比べ、生活費が安いという結果となっています。台湾では、安さ、便利さを楽しむことができると同時に、良質で快適な暮らしをすることができます。



## 親しみやすい環境 快適で安心

国際人材コンサルティング会社ECAインターナショナルが発表した「2016年世界の都市ランキング」において、アジア54都市の中、台北はシンガポール、大阪、名古屋、東京、横浜、ソウル、香港に次ぎ第9位にランクインしました。そして、台湾はインフラが完備されており、主な都市の公共施設は非常に現代化されています。都市部を離れると、小さい町や田舎の素朴な味わいと情緒が体験できます。どこに住んでも、良好な医療環境と便利な消費環境の恩恵を受けることができます。また、台湾の治安状況は極めて良好で、街を歩いても身に付けている金品のことを心配する必要はなく、気楽に旅行やショッピング、街歩きを満喫できます。旅行でも暮らしでも、旅行者と居住者に安心感を感じてもらえることができます。



## 交通ネットワーク バリアフリーなアクセス

台湾の交通は非常に便利で、道路と鉄道は四方八方に通じていて、自分で運転してもバス、電車などの公共交通機関を利用しても、数時間で台湾各地に行くことができます。朝は山頂で日の出を待っていても、夕方はまだ海岸で夕日を見ることができます。

また、朝はまだ北部にいて、台北本社内で会議をしていても、午後はずでに台湾最南端の墾丁に到着し、のんびりと休暇を過ごすことも可能です。台湾島内を一周する鉄道、高速鉄道と綿密な路線網が、台湾全土を一日の生活圈、行動範囲にさせています。ビジネスもレジャーもスピーディーで、便利に目的地へ到着することができます。台湾の公共交通ネットワークは完全に整備されており、辺鄙な山村や漁村であっても、地方旅客バスが運行しています。本数は都市部のように多くはありませんが、一日に数本往来しているため、バスが来る時間を前もって把握していれば、予定時間に順調に到着することができます。





## 文化的な風情 個性ある魅力

台湾は太平洋上にある美しい島で、オーストロネシア語族系の原住民族（先住民）16部族のコミュニティー文化は、工芸、ニットやテキスタイル、音楽と建築様式において豊かで美しい要素のルーツとなっています。更に、部族コミュニティーの祭典では、人間と自然が平和に共存、互いに尊重し合う哲学を体現します。アミ族の豊年祭、サイシャット族の矮靈祭（バスタアイ/黒い小人の霊を供養）、タウ（ヤオ）族のトビウオ祭、プヌマ族のサル祭、ブヌン族の射耳祭（鹿の耳を弓矢で射る祭）は外部の人も参加・参観できる祭典イベントで、特に「Pasibutbut」というブヌン族の多部合唱方式は国際的に注目されています。



また、スペイン人、オランダ人と日本人は、台湾に歴史的な建築と食習慣を残しました。漢族社会の風習である節句を祝う行事、伝統工芸と生活文化は特に台湾文化の基盤であり、更に西洋文化の影響が加わり、現代的な舞台芸術、パフォーマンスが生まれています。多角的でエスニックな文化は、台湾を包容力があり、且つ創造力のある社会にしています。

## 多様な信仰 開放的な包容力

台湾には様々な宗教と信仰があり、伝統的な民間信仰は多神信仰が主で、その他は仏教、道教、キリスト教のプロテスタントとカトリック、モルモン教、イスラム教なども台湾社会で受け入れられ尊重されています。台湾民間信仰の宗教儀式は台湾人の情熱的で明るい天性を反映していて、非常に賑やかに行われます。特に台湾各地の媽祖（航海の女神）巡礼（遶境と呼ばれる）のイベントは歴史的に最も長く、規模も最大の宗教祭典となっています。

## 整備された教育 国際化へ

現在、台湾には、外国人を対象として設立している学校は、アメリカンスクールが14校、台北ヨーロピアンスクールが1校、日本人学校が3校、韓国人学校が2校の、計20校あります。外国籍の子供は、これらの外国人を対象とした学校以外にも、高校以下の学校に設けられている二ヶ国語教育部門、私立高校以下の学校の外国語過程部（班）、または我が国主務官庁が外国人の編入を認可している高校以下の学校に編入することができます。台湾での合法的な居留権がある場合には、所在地付近の高校いかの学校に直接入学を申請することも可能です。大学以上の教育を受ける場合には、直接、各学校に入学を申請します。台湾には45の大学に華語文教育機構があり華語（マンダリン/共通中国語）教育を提供しています。また、国家華語測定試験委員会による華語能力試験（TOEFL）も設けられており、外国人にとって華語を勉強するのに最適な選択肢となっています。台湾の現行の一般教育体制は、就学前教育2年（幼稚園：2歳から小学校入学前まで）、国民小学（小学校）6年、国民中学（中学校）3年、高級中学（高校）3年、大学・専門学校4～7年（普

通高等教育（大学）、高等技術教育（2年制、5年製専門学校、技術学院、科学技術大学）、大学院修士コース1～4年、博士コース2～7年でとっています。また、2014年の新学期からは小学校から高校までの12年間の一貫した国民義務教育が実施されています。

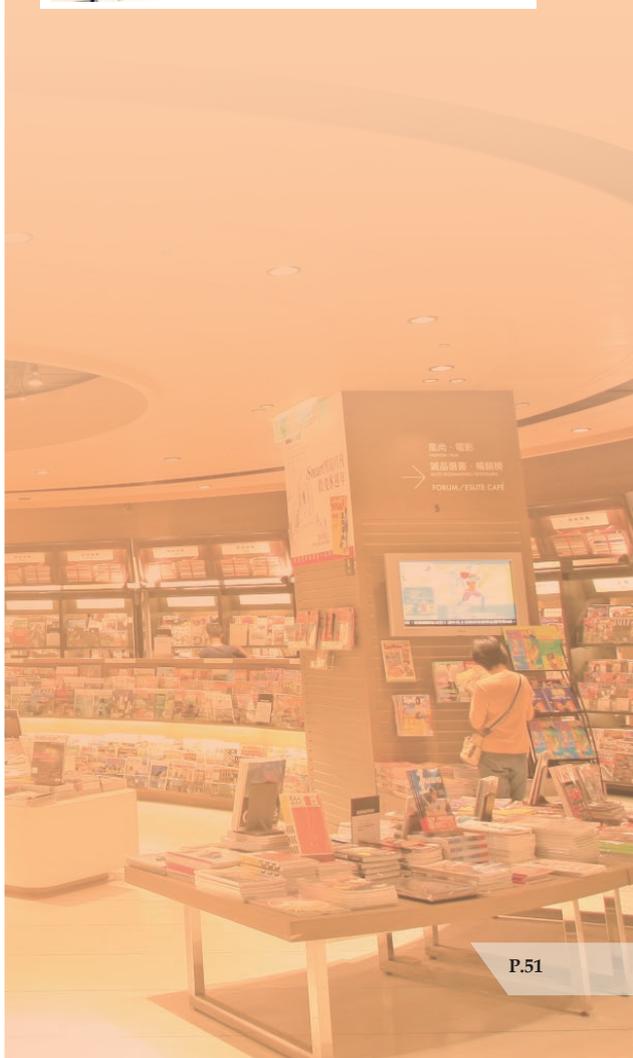
## 医療介護 優秀なスペシャリスト

台湾の医療技術水準と医療介護水準は欧米諸国のレベルとほぼ同等です。台湾で居留証を取得した外国人は居留有効期間内、関連法規に従って、台湾の全民健康保険（国民健康保険）に加入することができ、低価格で高品質な医療資源の恩恵を受けることができます。

## レジャー活動 寛ぎの時間

豊かで変化に富んだ自然景観があるため、台湾のアウトドアレジャーは様々な楽しみ方ができます。異なる風景と地形を体験したいなら、中央山脈の高山湖、台北の大屯火山群の地形、高雄の草山月世界の「惡地」地形、西部海岸のラグーン（潟湖＝せきこ）、砂洲（さす）、澎湖の玄武岩地形、屏東のサンゴ礁海域、緑島の海底温泉、花東縦谷（かとうじゅうこく）平野とタロコ渓谷（太魯閣峡谷）等があります。動植物の生態に強い興味と関心があるのなら、同好者も見つけやすく、台湾固有種の鳥・蝶等を鑑賞するイベントに参加して、楽しむことができます。

都心部でのレジャーや娯楽であれば、都心の商業活動地域や特色あるモール等のショッピングセンターでの消費や娯楽活動や、各地の文化センター、書店、映画館、美術館、文化園区（パーク）、展覧パフォーマンスセンターやプライベートなパフォーマンス会場があり、日常的に各種の芸術・文学・レジャー関係のイベントが開催されています。その他、台湾には数多くの地方文化の特色がある場所やイベントがあり、異なる地区の文化体験と伝統的風習の節句を祝う祭りの新感覚を得る機会を提供しています。例えば高雄の内門の宋江陣（伝統武芸）、東港の燒王船（東港迎王）、元宵節（旧暦の小正月）の台南鹽水蜂炮（爆竹・ロケット花火祭り）、平溪の放天燈（「天灯＝熱気球」を揚げる行事）、端午の節句の划龍舟（ドラゴンボートレース）、中元祭の放水燈（灯籠流し）と搶孤（チャンクウ＝高いやぐらを登り頂上の旗を取り合う行事）等です。自然の美しい景観や人文の佇まいなど、美しい台湾が、皆様の訪問をお待ちしています。



## 入国（停留・居留）許可 簡素で便利

### ビザ（査証）

台湾政府が照合し交付するビザは申請者の入国目的および身分によって分類されます。

- ◆ 停留ビザ (Visitor VISA) : 短期滞在ビザ : 滞在期間は180日以内
- ◆ 居留ビザ (Resident VISA) : 長期滞在ビザ : 滞在期間は180日以上
- ◆ 外交ビザ (Diplomatic VISA)
- ◆ 公用ビザ (Courtesy VISA)

停留 ビザ	<p>一般のパスポートまたはその他の旅行許可証を所持し、トランジット、観光、親族訪問、訪問、実地調査、国際会議参加、商用、研修、雇用、布教活動およびその他の外交部が審査承認するイベントのため、台湾に6ヶ月以下停留する予定の外国人に適用</p>	<p>★ 停留許可期間は14日、30日、60日、90日</p> <p>★ 停留ビザによる停留期間は、60日または90日。それを延期して停留する必要がある場合、ビザ発行機関による延長不可、またはその他の制限がない場合に限り、15日以内に限り、停留機関の延期を内政部移民局に対して申請することができる</p>
居留 ビザ	<p>正式なパスポートを所持し、家族呼び寄せ、就学、就労、雇用、投資、布教活動、公務執行、国際交流および外交部が審査承認、あるいはその他の関連中央主管機関許可の活動によって、台湾に180日以上滞在の外国人に適用</p>	<p>★ 居留ビザで入国した後、翌日あるいは台湾にて居留ビザに切り替えた後、15日以内に滞在地の「入出国および移民署」サービスステーションにて「外僑居留証 (Alien Resident Certificate)」申請しなければならない。居留期限は「外僑居留証」に記載される</p>

出所：外交部領事事務局 (<http://www.boca.gov.tw/>)、内政部移民署 (<http://www.immigration.gov.tw/>)。





## ビザ免除国

ビザ免除措置国の内、マレーシア、シンガポール、タイ、ブルネイの4カ国は30日の停留期間、他の国は90日です。期限到来の際には、延長またはその他の停留ビザもしくは居留ビザへの切換えはできません。また、就労と長期居留目的ではないイギリス籍、カナダ籍の人はビザ免除で入国した後、関連規定により停留許可を申請することができます。最長停留期間は180日です。

ヨーロッパ		
アンドラ (Andorra)	ベルギー (Belgium)	比利时 (Belgium)
クロアチア (Croatia)	キプロス (Cyprus)	賽普勒斯 (Cyprus)
デンマーク (Denmark)	エストニア (Estonia)	愛沙尼亞 (Estonia)
フィンランド (Finland)	フランス (France)	ドイツ (Germany)
ギリシャ (Greece)	ハンガリー (Hungary)	アイスランド (Iceland)
アイルランド (Ireland)	イタリア (Italy)	ラトビア (Latvia)
リトアニア (Lithuania)	リヒテンシュタイン (Liechtenstein)	ルクセンブルク (Luxembourg)
モナコ (Monaco)	オランダ (Netherlands)	ノルウェー (Norway)
ポーランド (Poland)	ポルトガル (Portugal)	ルーマニア (Romania)
サンマリノ (San Marino)	スロバキア (Slovakia)	スロベニア (Slovenia)
スウェーデン (Sweden)	スペイン (Spain)	スイス (Switzerland)
イギリス (U.K.)	バチカン (Vatican City State)	マルタ (Malta)
アジア		
ブルネイ (Brunei) (2017年7月31日までの試験的処置)	日本 (Japan)	韓国 (Republic of Korea)
マレーシア (Malaysia)	シンガポール (Singapore)	タイ (Thailand) (2017年7月31日までの試験的処置)
イスラエル (Israel)		
北アメリカ大陸		
カナダ (Canada)	アメリカ (U.S.A.)	
中南米		
チリ (Chile) (外交、公務/パスポートは除外)		
オセアニア		
オーストラリア (Australia)	ニュージーランド (New Zealand)	

出所：外交部領事事務局 (<http://www.boca.gov.tw/>)。

## 電子ビザ (eVisa)

eVisaはビザ免除の適用を受けない外国人旅客が、一定の資格を満たすことで、インターネットの統一窓口(申請、クレジットカードによる費用支払い、審査通過後の電子ビザの受取など)を通じて、ビザを取得することができる便利なサービスです。

- すべての国と地域：我が国中央政府またはNGOなどが主催または共催、賛助する国際会議、試合、競技、展覧会などへの参加者。
- eVisa適用26カ国：観光、ビジネス、親族への訪問。

ヨーロッパ		
マケドニア (Macedonia)		
アジア		
キリバス (Kiribati)	マーシャル諸島 (Marshall Islands)	ソロモン諸島 (Solomon Islands)
ナウル (Nauru)	パラオ (Palau)	トルコ (Turkey)
ツバル (Tuvalu)		
中南米		
ベリーズ (Belize)	コロンビア (Colombia)	ドミニカ共和国 (Dominican)
エクアドル (Ecuador)	エルサルバドル (El Salvador)	グアテマラ (Guatemala)
ハイチ (Haiti)	ホンジュラス (Honduras)	ニカラグア (Nicaragua)
パナマ (Panama)	パラグアイ (Paraguay)	ペルー (Peru)
セントクリストファー・ネイビス (Saint Christopher and Nevis)	セントルシア (Saint Lucia)	セントビンセント・グレナディーン (Saint Vincent and the Grenadines)
アフリカ		
ブルキナファソ (Burkina Faso)	スワジランド (Swaziland)	サントメ・プリンシペ (Sao Tome and Principe)

出所：外交部領事事務局 (<http://www.boca.gov.tw/>)。



## ランディングビザ

トルコ籍、マケドニア籍およびビザ免除措置が適用されている国の国民（アメリカを除く）で、有効期間6ヶ月以上の緊急または臨時パスポートを所持している人には、停留期間が30日のランディングビザが適用されます。ランディングビザを所持する外国人は、台湾における滞在期間満了後に延長またはその他の滞在期間を適用する停留ビザまたは居留ビザへの切り換えを申請することはできません。

また、「フリー・トレード・ゾーン（自由貿易港区）」の外国籍ビジネスマンはフリー・トレード・ゾーンの事業者を介して、台湾到着の10日（営業日）以前に、フリー・トレード・ゾーン管理機関に、選択性ランディングビザの許可を申請しておくことで、入国作業を簡略化することができます。

## 外国人の居留

外国人が有効なビザ、またはビザ免除が適用された有効なパスポートあるいは旅行証明書を所持し、内政部「入出国および移民署（略称は移民署）」による入国審査を受け入国した後に、停留、居留許可を受けた場合、居留許可を取得した後、入国の翌日から15日以内に移民署で外僑居留証を申請しなければなりません。また、ビザに基いて60日以上滞在し、かつビザ発行機関よりビザの延期を禁止されているビザ、またはその他の制限を受けたビザにより入国したものでない場合で一定の条件を満たした時は、移民署に対して居留を申請することができ、許可を得た場合は外僑居留証が発行されます。

外国人が連続して5年間合法的に台湾に居留し、毎年183日以上滞在している場合、または台湾に戸籍を持つ国民の外国籍の配偶者またはその子女が我が国に合法的に10年以上居留し、かつその内の5年の毎年の滞在期間が183日以上であり、かつ一定の条件を満たした場合は、居留または居住期間満2年の日より、移民署に対して永久居留を申請することができます。台湾に対して特別な貢献がある人、台湾が必要とする高度な専門分野の能力を持つ人や投資による移民者も移民署にて永久居留を申請することができます。

台湾現地でのホームヘルパー雇用の面では、すでに良好な派遣制度と人材訓練を確立しています。下記資格に符合する外国人は外国籍ヘルパー1名の雇用申請ができます。

項目	資格条件
投資金額	★ 部長以上：台湾元1億元以上
	★ 部門幹部以上：台湾元2億元以上
営業額	★ 部長以上：台湾元5億元以上
	★ 部門幹部以上：台湾元10億元以上
給与所得	会社、財団法人、財団法人あるいは国際的非政府組織の幹部以上：
	★ 台湾で上半期に納付した総合所得税の給与所得は台湾元300万元以上
	★ 該当年度の月給は台湾元25万元以上に達する
	★ 年俸が200万台湾元あるいは月給が15万台湾元以上に達し、尚かつ台湾へ入国する前、海外で同じ外国籍ヘルパーを雇用している場合、当該外国籍ヘルパーが台湾にヘルパーの仕事をするために来る申請ができます

註：外国企業の支店責任者または代表者事務所の代表者については、外国籍責任者の申請条件を準用する。

また、「外国人ビジネスマン入国審査および通関の作業迅速化に関する要点」により、台湾で台湾元5,000万以上を投資した人、華僑・外資の投資事業あるいはグローバル企業の台湾駐在管理職もしくは責任者、台湾事業に招聘された管理職もしくは責任者、台湾経済に対して貢献した人、これら四種類の条件の中のいずれか一つに当てはまる外国人ビジネスマンは、その会社が台湾で所属する商会（商工会議所）の推薦により、経済部から得た審査許可を移民署へ転送し、移民署のサイトに登録すると、台湾出入国時に指定された専用カウンターで快速出入国審査を受けることができます。配偶者や直系親族を同行する際も、一緒に快速出入国審査を受けることができます。快速出入国審査の有効期限は、資料が経済部から移民署へ転送され、登録された日から一年間としますが、既に台湾居留身分を取得している場合は、居留証の有効期限と同一日とします。



# 理想

理想・最高の投資選択

# 想

台湾はアジア太平洋地域の海運、空運の重要な位置にあり、欧米や日本とアジア新興市場を結ぶ掛け橋の役割を担っており、アジア太平洋戦略センターとして優れたロケーションにあります。

健全な法治基盤、完備されたインフラ建設、柔軟なイノベーションパワーと先進科学技術研究開発に相応しい産業環境を持ち合わせている他、完全な産業クラスターが整備されており、グローバル企業にとってより短縮された時間とリソースを有効に運用して、世界のリソースを統合するという目標を達成することができます。

グローバル化の傾向および激しい競争に対応するため、台湾は積極的に産業構造を調整して、イノベーションにより伝統的な生産要素に取って代わり、「生産

製造」と「サービス販売」の二つのラインを同時に重視する産業戦略として推進しており、工業、サービス業と農業を主体とした知識密集型産業を発展させ、より高い利潤を生み、台湾の国際的ブランドを造り上げています。

また、台湾は持続的に法規の緩和と財政経済政策の革新を進め、国際標準に合致するビジネス法治環境を徐々に構築し、国際的なトレンドに対応しています。そして区域経済の統合や相互の自由貿易協定の推進を加速させ、自由経済モデルエリアを立ち上げ、更に開放的で革新的な経済産業の戦略を展開させています。

全体的、他のアジアの新興国家と比べて、台湾は優れたロケーション、質の高い人材リソース、完成された産業サプライチェーン、良好な製造技術、完備されたインフラ建設、革新的な研究開発パワー、安定的な金融市場、健全な法治環境および政府優遇奨励措置などの優位な条件を有しています。そして同時に生産、サービス、アイデア、情報、物流、人と資金の流れの投資メリットが結集しており、更に、豊かな自然景観、人文の佇まい、快適で便利でスピーディな生活環境があります。

台湾は各種の優秀なリソースと豊富な環境が結集している投資プラットフォームであり、多国籍企業のアジア太平洋地域での展開にとってベストな理想的選択肢です。



# 付録一 企業設立

外国人および華僑（以下「外僑」）の投資を重視している台湾では、国内の発展の現状と、国際貿易の傾向に基づいて、常に関連法令を見直し、投資の障害を取り除くことで、外国の皆様には良好な投資環境を提供しています。

## 投資法令：外国人投資条例、華僑帰国投資条例

- 両条例は、外国人の投資項目に対する制限と禁止の以外はほぼ同じ内容です。華僑の投資について禁止および制限は設けられていません。

## 投資の定義

- 台湾企業の株所有または出資
- 台湾国内における支店の設立、独資または合同事業の立ち上げ
- 前二項による投資事業に対する1年以上の融資

## 出資の種類

- 現金
- 自用機器設備または原料
- 特許権、商標権、著作財産権、専門技術またはその他の知的財産権
- その他、主務官庁により認可を受けた投資可能な財産（再建債権、吸収合併および分割株など）

## 投資項目に対する制限と禁止

- 国家安全、公共の秩序、善良な風俗または国民の健康に不利な影響がある、または法律により投資が禁止されている事業に対しては投資することは出来ません。
- 投資が法律または法律の授權を受けて制定された命令により投資が制限されている事業に対して行われる際には、当該主務官庁の許可または同意が必要となります。
- 行政院は、前二項の原則に従い、「僑外投資負面表列－禁止及限制僑外人投資業別項目（外国人投資ネガティブリスト-外国人による投資を禁止または制限する事業別項目）」を制定しています。

## 為替決済保障

- 投資者は投資によって得られた毎年の所得の利息または配分の余剰金について為替決済を申請することができます。
- 投資者は許可を受けただうえで株の転売、資金の撤収、投資額の減額を行い、審査を受けた投資額に関して、その全額を一度に為替決済することができます。投資により得た資本利得についても同様です。
- 投資者が投資元金の融資および利子について為替決済を行う際には、許可を得ている約定に従うものとする。

## 徴収保障

- 外僑投資者の株式保有率が45%以上であり、かつ開業後20年間にわたって当該保有率を45%以上に保っている場合、徴収または買収はなされません。
- 外僑投資者の株式保有率が45%に満たない場合、我が国政府が国防上の必要から、当該事業を徴収または買収する場合は、合理的な補償を行わなければなりません。

## 投資優遇

- 投資人による事業に対する投資が、当該事業の資本総額の45%以上である場合、会社法に定めのある「株式は公開発行されなければならない」および「現金に拠る増資は一定比率の株式を社員が購入しなければならない」との規定を適用しなくてもかまいません。
- 投資事業が会社法により創設された会社であり、投資人が監察人となる場合には、国内住所に関する制限は受けません。

## 権利保障

- 投資者が投資する事業の法律上の権利義務は、法律に別途規定のある場合を除き、我が国国民が経営する事業と同様です。

## 投資申請プロセス

### 公司（または商業主体）の設立

### 公司（または商業主体）の名称予備検索

- 投資者は先ず、台湾における中国語の公司（または商業主体）名を定め、經濟部商業司に対して公司名と営業事業の事前検索、および公司名の保留を申請します。商業主体（独立資本または合同事業）の場合は所在地の県・市政府に対して申請を行います。

### 投資許可

- 投資者は經濟部投資審議委員会(住所：台北市羅斯福路一段7号8楼, 電話：02-3343-5700)に対して、投資申請書と関連資料を提出し、投資申請を行います。加工輸出区、サイエンス工業パークに対する投資に関しては、当該輸出区・パークの管理団体に対して申請を行います。

### 投資額の審定

- 投資が許可された後、投資者は銀行に対して資金の振込を申請し、前述の投資許可機関に対して投資額の審定を申請します。

## (商業) 会社の設立登記

- 会社を設立する場合、資本金額が5億台湾元以上の場合は、經濟部商業司に対して会社の設立登記を申請し、5億台湾元以下の場合は、所在地直轄市政府または經濟部中部事務所（台湾省所在の場合）に対して申請します。加工輸出区、サイエンス工業パーク、農業バイオサイエンスパークに対する投資に関しては、当該輸出区・パークの管理団体に対して申請を行います。
- 商業主体の設立は、所在地の県・市政府に対して申請を行います。
- 台湾では会社の最低資本金額に関する規定は存在しないため、一部の特殊な業種以外は、企業活動を営むために十分と考えられる合理的な資本があればよいとされています。

## 営業登記

- 会社所在地の国税徴税機関に対して営業登記の申請を行います。

## 輸出入企業登録

- 輸出入業務を営むものは、經濟部国際貿易局に対して会社の英語名称を予備検索した後に、輸出入企業としての商業登記を申請します。

## 工場登記

- 物品の製造または加工を営む場合、会社所在地の県・市政府に対して工場登記を行います。加工輸出区、サイエンス工業パーク、農業バイオサイエンスパークに工場を設ける場合は、当該輸出区・パークの管理団体に対して申請を行います。

## 業務許可申請

- 経営許可申請は、会社（または商業主体）の設立登記以前に、目的事業の主務官庁から設立準備許可を取得してください。
- 会社（または商業主体）の設立登記後、目的事業の主務官庁から正式な経営許可を得て、正式な営業を開始してください。

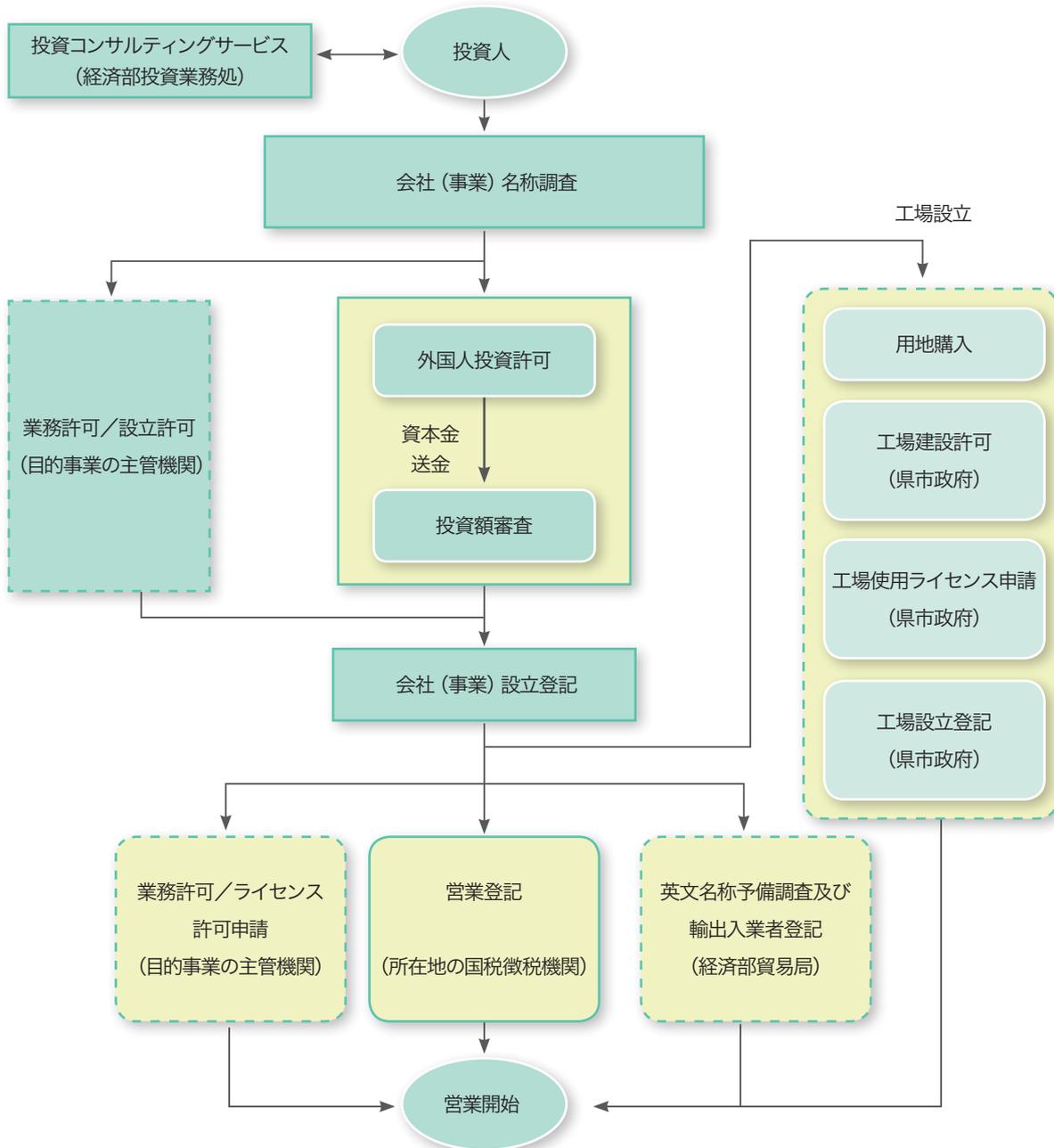
## 支社の設立

- 中国語の会社（または商業主体）名を定め、經濟部商業司に対して会社名と営業事業の予備検索、および会社名の保留を申請します。
- 經濟部商業司に対して外国会社の認可、資金審定および支店設立登記を申請します。加工輸出区、サイエンス工業パーク、農業バイオサイエンスパークに対する投資に関しては、經濟部商業司より外国会社の認可を得た後、当該輸出区・パークの管理団体に対して支店設立の申請を行います。
- 営業登記の申請、輸出入企業登記、工場登記、および業務許可に関するプロセスは前述の会社のプロセスと同様です。

## 事務所の設立

- 經濟部商業司に対して、代表者を派遣して法律行為を行わせる旨の報告を行い、許可証を得ます。
- 所在地の国税徴税機関に対して税務番号を申請します。

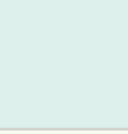
## 会社（事業）設立の申請手続



注：実線枠は必須手続き、点線枠は業務内容の必要に応じて行う手続き。

## 付録二 投資サービス窓口

単位	サービス項目	連絡方式	
經濟部 投資業務処	華僑・外資企業及び中国大陸企業の 対台湾投資の主なサービス窓口。コン サルティングサービスと投資のサ	所在地：台北市中正区館前路71号8F TEL：886-2-2389-2111 FAX：886-2-2382-0497 E-mail：dois@moea.gov.tw http://www.dois.moea.gov.tw http://investtaiwan.nat.gov.tw	
行政院世界企業 誘致総合サービ スセンター	国内外の投資家に対し、台湾での投 資全般に関するサービスを提供	所在地：台北市中正区襄陽路1号8F TEL：886-2-2311-2031 FAX：886-2-2311-1949 E-mail：service@invest.org.tw http://investtaiwan.org.tw/	
經濟部投資審 議委員会	華僑・外国人及び中国大陸からの対 台湾投資等の規定条例・審査業務・申 請業務を提供	所在地：台北市中正区羅斯福路1段7号8F TEL：886-2-3343-5700 FAX：886-2-2395-9505 E-mail：serve@moeaic.gov.tw http://www.moeaic.gov.tw/	
經濟部商業司	会社法及び関連法規の検索の提供、 会社登録申請及びその他の商業行政 事項の説明	所在地：台北市中正区福州街15号 TEL：886-2-2321-2200分機391 886-2-412-1166 0800-231314 http://gcis.nat.gov.tw/	
輸出加工区	区内のサービス・関連法規・投資情報 などの説明	輸出加工区管理处（高雄ソフトウェアパークを含む） 所在地：高雄市楠梓区加昌路600号 TEL：886-7-361-2725 FAX：886-7-361-2751 Email：wusf@sipa.gov.tw http://www.epza.gov.tw	
		台中分処（台中ソフトウェアパークを含む） 所在地：台中市潭子区建国路一号 TEL：886-4-2532-2113 FAX：886-4-2532-2200	
		中港分処 所在地：台中市梧棲区草湳里大觀路6号 TEL：886-4-2658-1215～9 FAX：886-4-26570103	
		高雄分処 所在地：高雄市前鎮区高雄加工区中一路2号 TEL：886-7-821-7141 FAX：886-7-831-0897	
		屏東分処 屏東県屏東市前進里屏加路1号 TEL：886-8-7518212 FAX：886-8-7518193	
サイエンス パーク	パーク内のサービス・関連法規・投資 情報などの説明	科技部新竹科學工業園區管理局 地址：新竹市新安路2號 TEL：886-3-577-3311 FAX：886-3-577-6222 http://www.sipa.gov.tw	
		科技部中部サイエンスパーク管理局 所在地：台中市西屯区中科路2号 TEL：886-4-2565-8588 FAX：886-4-2565-8288 http://www.ctsp.gov.tw	
		科技部南部サイエンスパーク管理局 所在地：台南市新市区南科三路22号 TEL：886-6-505-1001 FAX：886-6-505-0470 http://www.stsp.gov.tw	

単位	サービス項目	連絡方式
農業バイオテクノロジーパーク	パーク内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	<p>農業バイオテクノロジーパーク 所在地：屏東県長治郷徳和村神農路1号 TEL：886-8-7622999 FAX：886-8-7741035 <a href="http://www.pabp.gov.tw">http://www.pabp.gov.tw</a></p> 
		<p>台湾蘭花バイオテクノロジーパーク 所在地：台南市後壁区烏樹里烏樹林325号 TEL：886-6-6830164 FAX：886-6-6855509 <a href="http://top.tainan.gov.tw/">http://top.tainan.gov.tw/</a></p> 
環境保護サイエンスパーク	パーク内のサービス・関連法規・投資情報などの説明	<p>桃園環境保護サイエンスパーク 所在地：桃園市観音区大潭村環科路331号 連合サービスセンター：886-3-473-0214 ext.31 FAX：886-3-336-6591 <a href="http://www.tyht.nat.gov.tw/c/index.aspx">http://www.tyht.nat.gov.tw/c/index.aspx</a></p> 
		<p>台南柳営環保科技園区 所在地：台南市柳営区大農里工一路7号 TEL：06-623-2345 FAX：06-623-4005 <a href="http://www.lytp.org.tw">http://www.lytp.org.tw</a></p> 
		<p>高雄環境保護サイエンスパーク TEL：886-7-336-8333 ext.2162 所在地：高雄市苓雅区四維三路2号 <a href="http://twup.org/ksbc">http://twup.org/ksbc</a></p> 
		<p>花蓮環境保護サイエンスパーク 所在地：花蓮県鳳林鎮長橋里中科路1号 TEL：886-3-875-2662 FAX：886-3-875-2661</p> 
フリートレード港区	区内サービス、関連法規、投資情報などの問い合わせ	<p>海港フリートレード港区 所在地：高雄市鼓山区蓬萊路10号 TEL：886-7-5219000 ext.670 <a href="http://taiwan-ftz.com/">http://taiwan-ftz.com/</a></p> 
		<p>桃園航空フリートレード港区 所在地：桃園市大園区航翔路101号 TEL：886-3-3992888 <a href="http://www.farglory-holding.com.tw/ftz.web/index.jsp">http://www.farglory-holding.com.tw/ftz.web/index.jsp</a></p> 
地方企業誘致機関—各県・市の工商発展投資策進会	工商発展投資策進会は各県・市政府の投資促進・サービス部門。現地での投資、もしくは現地における投資でお困りの際はお問い合わせください	<p><a href="http://investtaiwan.nat.gov.tw/cht/show.jsp?ID=429&amp;MID=8">http://investtaiwan.nat.gov.tw/cht/show.jsp?ID=429&amp;MID=8</a></p> 
国外企業誘致機関—經濟部と対外貿易発展協会の在外機関	經濟部及び対外貿易発展協会は、世界の主な国と地域に在外機関を設置しており、対台湾投資のコンサルティングサービスを提供している他、台湾企業向けに現地での投資をサポートしています	<p><a href="http://www.trade.gov.tw">http://www.trade.gov.tw</a> <a href="http://www.taitra.org.tw">http://www.taitra.org.tw</a></p>  



太平洋の西、中国大陸の東、  
台湾は東アジアの島嶼群の中で、  
きらめき輝く光を放ちます。

台湾の魅力は、  
豊富な自然景観の中にあり、  
また都会生活に潜みながら、  
伝統と現代、テクノロジーと人文が融合した  
都会的な佇まいの中に現われています。  
優位的なロケーション、健全なビジネス環境、  
堅実な産業クラスターに完備されたインフラ建設、  
更に質の高い人的資源や多角的なイノベーション文化。

活力溢れる台湾

はグローバル企業がアジア市場に参入する  
絶好のステップとなります。  
また華人市場で前進するための第一選択肢であり、  
世界の舞台に立つ時の最も堅実なパートナーです。

**アジア太平洋地域への布石、  
そして世界に目を向けるために  
台湾から出発しましょう！**



## 經濟部投資業務處

所在地 | 台北市中正區館前路71號8F

Tel | +886-2-2389-2111

Fax | +886-2-2382-0497

Web | <http://www.dois.moea.gov.tw>  
<http://investtaiwan.nat.gov.tw>

E-mail | [dois@moea.gov.tw](mailto:dois@moea.gov.tw)

## 行政院世界企業及 人材誘致綜合 服務中心

所在地 | 台北市中正區襄陽路1號8F

Tel | +886-2-2311-2031

Fax | +886-2-2311-1949

Web | <http://investtaiwan.org.tw>

E-mail | [service@invest.org.tw](mailto:service@invest.org.tw)